

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
【告示】			改正する規程 （県例規集登載）	
○ 特定施設の設置許可申請		環境管理課	○ 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院 小選挙区選出議員選挙における公職の候補 者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機 関の指定		障害福祉課		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機 関の指定の更新		〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機 関の指定の辞退		〃		
○ 漁業権の免許の内容となるべき事項、存 続期間等		水産課		
【公告】				
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の 申請		県民生活交通課		
○ 随意契約の相手方の決定		医療推進課		
○ 〃		〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了		建築指導課		
○ 一般競争入札の実施		警察本部会計課		
【企業局】				
○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給 与の額及び支給方法に関する規程の一部を		総務企画課		
			選挙管理委員会	

◎岡山県告示第三百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 キューピータマゴ株式会社

住 所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7

氏 名 代表取締役 楠本 正

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 キューピータマゴ株式会社笠岡工場

所在地 笠岡市走出641-2

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		廃 止	
種 類		2ーロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (J, K, L, M, N)		2ーロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (O, P, Q)		2ーロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (R, T, U, V)		2ーロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (S)		2ーハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (F, G, H, I)	
能 力		3 回／時間		(O) 5.5 k W (8 m ³ ／h) (P) 3.7 k W (8 m ³ ／h) (Q) 5.5 k W (8 m ³ ／h)		(R) 2.2 k W (8 m ³ ／h) (T) 5.5 k W (8 m ³ ／h) (U) 3.7 k W (8 m ³ ／h) (V) 3.7 k W (8 m ³ ／h)		(S) 6.3 k W (8 m ³ ／h)		8 ケコンテナ用	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続2時間／日		間欠3時間／日		連続2時間／日		同左		連続8時間／日	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	10	15	122	183	29	44	同左		80	120
	p H	6.0～9.0	6.0～9.0	同左		同左				6.0～9.0	6.0～9.0
	B O D (mg／L)	120	150	1,940	2,330	5,950	7,140			2,500	3,000
	C O D (mg／L)	70	100	1,170	1,550	3,570	4,760			1,500	2,000
	S S (mg／L)	35	50	580	780	1,780	2,380			750	1,000
	油 分 (mg／L)	7	10	120	160	360	480			150	200
	T－N (mg／L)	15	17	230	270	710	830			300	350
	T－P (mg／L)	2	2	30	40	100	120			40	50
	大腸菌群数 (個／cm ³)	3,000	5,000	同左		同左				無数	無数

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
雨水排水口N o . 2 ～ 6 を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年6月8日から同月29日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

株式会社早川町薬局

真庭市久世二五〇九一

調剤

平成三十年六月一日

◎岡山県告示第三百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
おぎさ薬局	瀬戸内市長船町福岡一〇三―一三	調剤	平成三十年六月一日
有限会社美作薬局	津山市河辺九四二―一	調剤	平成三十年六月一日
ファミリー薬局鴨方店	浅口市鴨方町一六三九―五	調剤	平成三十年六月一日
あおぞら薬局	井原市上出部町五〇〇―一	調剤	平成三十年六月一日
ザグザグ薬局邑久店	瀬戸内市邑久町豊原八六―一	調剤	平成三十年六月一日

◎岡山県告示第百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

キラきら薬局

浅口市金光町占見新田六八二一五

調剤

平成二十九年十二月三十一日

有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局早

真庭市久世二五〇九一一

調剤

平成三十年三月三十一日

川町店

◎岡山県告示第三百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のように定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島地先

4 漁場の区域 基点第一六号、点ア、点イ及び基点第一八号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

点ア 基点第一号から基点第一六号見通し線上基点第一六号から二、

一一〇メートルの点

点イ 基点第一八号から備前市日生町鹿久居島西オーコ鼻見通し線

と、点アから真方位一八〇度〇三分四八秒見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島南西地先

4 漁場の区域 基点第一八号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一八号の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台

点ア 基点第一八号から真方位一八〇度見通し線上基点第一八号から

一、四〇〇メートルの点

点イ 点アから基点第二七号見通し線と、点エから真方位一八〇度見通し線との交差点

点ウ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点エから真方位一

八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、

一一〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ五直線

によって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上三〇メートル

の位置に設置した標識

点ア 基点第二号から基点第一九号見通し線と、基点第一号から基点

第一六号見通し線との交差点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、

四三〇メートルの点

点ウ 兵庫県赤穂市松ノ鼻から真方位二三九度見通し線と、点イから

真方位一八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第一号から真方位一八〇度見通し線と、兵庫県赤穂市松ノ

鼻から真方位二三九度見通し線との交差点

点オ 基点第二号から基点第一九号見通し線と、基点第一号から真方

位一八〇度見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒河浜山干拓地先

4 漁場の区域 基点第七号、点ア、点イ及び基点第一〇号の各点を順次結んだ三直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七号 備前市日生町寒河品川リフラクトリーズ株式会社岡山工場西側防

波堤基部に設置した標識

基点第一〇号 備前市日生町寒河浜山干拓南堤防上東基部から西へ二〇〇メー

トルの点に設置した標識

点ア 基点第七号から真方位一六五度見通し線上基点第七号から一五

〇メートルの点

点イ 基点第一〇号から真方位一六五度見通し線上基点第一〇号から

一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第二〇号、点ア、点イ、点ウ及び基点第三四号の各点を順次結

点の位置

んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第九号 備前市日生町楯越山（一二六）山麓東端に設置した標識
基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識
基点第三二号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識
基点第三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第三四号 基点第三三号から海岸線上北へ一五〇メートルの地点に設置した標識

点ア 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第三二号から日生港東旧防波堤先端見通し線上基点第三二号から五〇メートルの点

点ウ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第三四号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業
のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

点ア 基点第八六号から真方位一一〇度見通し線上基点第八六号から
六五〇メートルの点

点イ 基点第八六号から真方位一一〇度見通し線上基点第八六号から
一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第八五号から真方位一一〇度見通し線上基点第八五号から
一、四〇〇メートルの点

点エ 基点第八五号から真方位一一〇度見通し線上基点第八五号から
五五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町裸岩地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第四一号 備前市日生町頭島コドロ鼻突端に設置した標識

基点第五一号 備前市日生町頭島漁港旧西防波堤突端に設置した標識

基点第六五号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識

点ア 基点第四一号から備前市日生町鴻島バベ崎東端見通し線と、基点第六五号から基点第三〇八号見通し線との交差点

点イ 基点第五一号から備前市日生町鴻島本村波止場突端見通し線と、基点第六五号から基点第三〇八号見通し線との交差点

点ウ 点イから備前市日生町鴻島本村波止場突端見通し線上点イから

二〇〇メートルの点

点エ 点アから備前市日生町鴻島バベ崎東端見通し線上点アから二〇

〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ

六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台

点ア 基点第二五号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南防波堤北端見通し

線と、点キから真方位一八〇度見通し線との交差点

点イ 基点第二七号から兵庫県赤穂市御崎突端見通し線と、点キから
真方位一八〇度見通し線との交差点

点ウ 点イから基点第二七号見通し線上点イから四〇〇メートルの点
点エ 点ウから真方位〇度見通し線上点ウから八〇〇メートルの点
点オ 点カから真方位一八〇度見通し線上点カから八〇〇メートルの
点

点カ 点アから基点第二五号見通し線上点アから六〇〇メートルの点
点キ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から二、

四三〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点ア
の各点を順次結んだ九直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上三〇メートル

の位置に設置した標識

基点第二四号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台

基点第九七号 備前市日生町鹿久居島かや前に設置した標識

点ア 基点第二四号から基点第一九号見通し線上基点第二四号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第二四号から基点第一九号見通し線上基点第二四号から一、七〇〇メートルの点

点ウ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から一、三〇〇メートルの点

点エ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から一、一〇〇メートルの点

点オ 点サから点コの見通し線上点サから一、六五〇メートルの点
点カ 点サから点コの見通し線上点サから九〇〇メートルの点

点キ 基点第二七号から兵庫県赤穂市加里屋赤穂港南東端見通し線上基点第二七号から一、一〇〇メートルの点

点ク 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から六〇〇メートルの点

点ケ 基点第九七号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第九七号から二二〇メートルの点

点コ 基点第一八号から真方位一八〇度見通し線上基点第一八号から一、五〇〇メートルの点

点サ 基点第二七号から真方位一八〇度見通し線上基点第二七号から一〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識

基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

点ア 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から二

五〇メートルの点

点イ 点アから真方位九六度見通し線上点アから一、〇〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから三二〇メートルの

点

点エ 点アから真方位一七六度見通し線上点アから六〇〇メートルの

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島北地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、基点第八七号及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識

基点第八六号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

基点第八七号 備前市日生町かもめ島東端に設置した標識

基点第八九号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識

点ア 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から一

〇〇メートルの点

点イ 基点第八六号から基点第二八号見通し線上基点第八六号から三

〇〇メートルの点

点ウ 基点第八七号から基点第八九号見通し線上基点第八七号から二

八〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南地先

4 漁場の区域 点オ、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第九九号の各点を順次結ん

だ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第八一号 備前市日生町鹿久居島千軒湾の西に設置した標識

基点第八二号 備前市日生町首切島北端に設置した標識

基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第八二号から基点第八一号見通し線上基点第八二号から五

メートルの点

点イ 点アから基点第五二号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 基点第八一号から基点第五号見通し線上基点第八一号から三

五メートルの点

点エ 基点第八一号から基点第五号見通し線上基点第八一号から三

メートルの点

点オ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第五五号、点ア、点イ、基点第五七号、基点第五六号及び点エの各点を順

次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第五号から基点第四二号見通し線上基点第五号から三
五〇メートルの点

点イ 基点第五七号から基点第四二号見通し線上基点第五七号から五
三〇メートルの点

点エ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸
線との交差点

(2) 基点第五号、点オ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海
岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ウ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、基点第四二号か
ら真方位一七一度見通し線との交差点

点エ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸
線との交差点

点オ 基点第五五号から基点第五七号見通し線と、基点第四二号から
真方位一七一度見通し線との交差点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二四号及び基点第九二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域

点の位置

基点第二四号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識

基点第九二号 備前市日生町鹿久居島亀石西に設置した標識

二 地元地区 備前市日生町及び兵庫県赤穂市福浦

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第二一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第二二号の各点を
順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七―二番地地先護岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町楯越山（一二六）山麓東端に設置した標識

基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第二一号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第九六号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側北西端に設置した標識

点ア 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇

メートルの点

点イ 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から三〇

○メートルの点

点ウ 基点第九六号から基点第六号見通し線上基点第九六号から二〇

○メートルの点

点エ 基点第二二号から基点第六号見通し線上基点第二二号から二〇

○メートルの点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ

六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第九号 備前市日生町楯越山（一二六）山麓東端に設置した標識

基点第二〇号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第三二号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識

基点第三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第三四号 基点第三三号から海岸線上北へ一五〇メートルの地点に設置し

た標識

点ア 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から三〇

○メートルの点

点イ 基点第三二号から備前市日生町日生港旧東防波堤灯台見通し線

上基点第三二号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通

し線上基点第三四号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第三四号から備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通

し線上基点第三四号から五〇メートルの点

点オ 基点第三二号から日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第三二

号から五〇メートルの点

点カ 基点第二〇号から基点第九号見通し線上基点第二〇号から五〇

メートルの点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島南地先

4 漁場の区域 基点第六三号、点ア、点イ及び基点第六四号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第六四号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識

点ア 基点第六三号から真方位一八〇度見通し線上基点第六三号から

二〇〇メートルの点

点イ 基点第六四号から真方位二三〇度見通し線上基点第六四号から

八〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一八号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島北地先

- 4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第七四号の各点を

順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第六四号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七一号 備前市日生町鴻島北端に設置した標識

基点第七四号 備前市日生町鴻島バベ崎北東端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町鍋島北端見通し線上基点第七

〇号から二五〇メートルの点

点イ 点アから基点第六三号見通し線上基点アから一五〇メートルの

点

点ウ 基点第七一号から基点第六四号見通し線上基点第七一号から五

〇メートルの点

点エ 基点第七四号から真方位一四度見通し線上基点第七四号から一

〇〇メートルの点

- 二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、点イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第三二一号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から邑久町鍋島北端見通し線上基点第七〇号から

二五〇メートルの点

点イ 基点第七七号から基点第三二一号見通し線上基点第七七号から

三二〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先

4 漁場の区域 基点第七五号、点ア、点イ及び基点第七六号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五一号 備前市日生町頭島漁港旧西防波堤突端に設置した標識

基点第七五号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識

基点第七六号 備前市日生町鴻島タコズケ鼻（蜂の頭）突端に設置した標識

点ア 基点第七五号から基点第五一号見通し線上基点第七五号から四

〇〇メートルの点

点イ 基点第七六号から備前市日生町大多府島イノコ岩見通し線上基

点第七六号から一、三〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島しだお湾地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつ

て囲まれた区域

点の位置

基点第八九号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識

点ア 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第八九号見通し線上

鵜石鼻突端から三〇〇メートルの点

点イ 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第八九号見通し線上

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

鵜石鼻突端から一、四〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位〇度見通し線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位〇度見通し線上点アから二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒河旧森下前地先

4 漁場の区域 基点第五号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

点ア 基点第五号から基点第二二号見通し線上基点第五号から一〇〇

メートルの点

点イ 備前市日生町寒河ツブロ鼻南東端

5 制限又は条件 船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

くろそい、くろだい小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北西地先

4 漁場の区域 基点第五五号、点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ三直線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第五五号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第五六号 備前市日生町大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第五五号から基点第五七号見通し線と、基点第四二号から

真方位一七一度見通し線との交差点

点イ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、基点第四二号か

ら真方位一七一度見通し線との交差点

点ウ 基点第五六号から真方位二八二度見通し線と、最大高潮時海岸

線との交差点

二 地元地区 備前市日生町（頭島を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島千軒湾地先

4 漁場の区域 基点第一〇四号及び基点第一〇五号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一〇四号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤西基部に設置した標識

基点第一〇五号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤東基部に設置した標識

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点オ、点キ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島外輪黒鼻南端に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第八四号 備前市日生町鶴島南端に設置した標識

基点第九四号 備前市日生町明神島西端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

点ア 基点第九四号から基点第四二号見通し線上基点第九四号から五

メートルの点

点イ 点ウから点ア見通し線上点ウから五〇メートルの点

点ウ 基点第八四号から基点第一〇二号見通し線上基点第八四号から

一五〇メートルの点

点エ 基点第八四号から基点第一〇二号見通し線上基点第八四号から

八〇〇メートルの点

点オ 点エから点カ見通し線上点エから五〇メートルの点

点カ 基点第九四号から基点第四二号見通し線上基点第九四号から五

五〇メートルの点

点キ 基点第九四号から基点第四七号見通し線と、点エから点カ見通

し延長線との交差点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島東南地先

4 漁場の区域 基点第四二号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び基点第四

二号の各点を順次結んだ七直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第九四号 備前市日生町明神島西端に設置した標識

基点第一〇七号 備前市日生町頭島頭島漁港入鹿防波堤基部から防波堤上四五

メートルの位置に設置した標識

点ア 基点第四七号から基点第九四号見通し線と、基点第四二号から
備前市日生町鹿久居島大浜東側突端見通し線との交差点

点イ 点アから基点第九四号見通し線上点アから九〇〇メートルの点
点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから九〇〇メートルの
点

点エ 基点第一〇七号から真方位一九〇度見通し線上基点一〇七号か
ら五五〇メートルの点

点オ 基点第一〇七号から真方位一九〇度見通し線上基点第一〇七号
から一三〇メートルの点

点カ 基点第四二号から基点第五二号見通し線上基点第四二号から一
〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町頭島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町頭島北地先

4 漁場の区域 基点第四七号、点ア、点イ及び基点第四〇号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三三三号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第四七号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

点ア 基点第四七号から鹿久居島タカの巣見通し線上基点第四七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第三三号から基点第四〇号見通し線と、点アから曾島南端見通し線との交差点

二 地元地区 備前市日生町頭島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府東地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第八〇号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識

基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第五三号から基点第八五号見通し線上基点第五三号から二

〇〇メートルの点

点イ 点アから基点第二九号見通し線上点アから一〇〇メートルの点

点ウ 点イから基点第二九号見通し線上点イから五〇〇メートルの点

点エ 基点第八〇号から点ウ見通し延長線上点ウから四〇〇メートル

の点

点オ 基点第九九号から点エ見通し延長線上点エから五〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 備前市日生町頭島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島現寺湾地先

4 漁場の区域 基点第三一号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三一号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

基点第六五号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点ア 基点第三一号から真方位一五六度見通し線と、基点第六五号から真方位七八度三〇分見通し線との交差点

点イ 基点第六五号から真方位七八度三〇分見通し線と、鹿久居島の

最大高潮時海岸線との交差点

二 地元地区 備前市日生町頭島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島北地先

4 漁場の区域 基点第六〇号、点ア、点イ及び基点第六三号の各点を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（株式会社ヨータイ日生工場東）

に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第六三号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から一

五〇メートルの点

点イ 基点第六三号から基点第二〇一号見通し線上基点第六三号から

四〇〇メートルの点

二 地元地区 備前市日生町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市穂浪越島地先

- 4 漁場の区域 基点第二〇一号、点ア、点イ、基点第二〇三号及び基点第二〇二号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第二〇二号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号から備前市日生町鴻島西端見通し線上基点第二

〇一号から五〇メートルの点

点イ 基点第二〇三号から基点第三〇一号見通し線上基点第二〇三号から一〇〇メートルの点

- 二 地元地区 備前市（日生町を除く。）
三 免許予定日 平成三十一年四月一日
四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第三二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市前島東南地先

- 4 漁場の区域 基点第二一八号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第二二三号の各

点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第二一八号 備前市前島南西端に設置した標識
基点第二二三号 備前市前島東北端に設置した標識

基点第二三四号 備前市住吉島北東端に設置した標識

基点第二三五号 備前市唐島島頂に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二一八号から基点第二三四号見通し線と、基点第二〇三号から基点第二三五号見通し線との交差点

点イ 基点第三〇一号から点ア見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第三〇一号から点エ見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点

点エ 基点第二二三号から基点第二三四号見通し線と、基点第二〇三号から基点第二三五号見通し線との交差点

二 地元地区 備前市（日生町を除く。）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先

4 漁場の区域 基点第七六号、点ア、点イ及び基点第八〇号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七六号 備前市日生町鴻島タコヅケ鼻（蜂の頭）突端に設置した標識
基点第八〇号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識

点ア 基点第七六号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見通し線上
基点第七六号から一、三〇〇メートルの点

点イ 基点第八〇号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見通し線上
基点第八〇号から一、六六〇メートルの点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明及び布浜地先

4 漁場の区域 基点第三〇一号、点ア、基点第三三七号、基点第三三八号、点イ、

点ウ、点エ、点オ及び基点第三〇六号の各点を順次結んだ八直線と最

大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識

基点第二〇三号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

基点第三〇六号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識

基点第三一〇号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部

基点第三三七号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北西角

基点第三三八号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角

基点第三三九号 瀬戸内市邑久町布浜穴ヶ鼻北東端に設置した標識

点ア 基点第三〇一号から基点第二〇三号見通し線と、基点第三三七号から備前市久々井臍尾北端見通し線との交差点

点イ 基点第三三九号から基点第二〇一号見通し線と、点ウから基点第二〇二号見通し線との交差点

点ウ 基点第七〇号から瀬戸内市邑久町鍋島島頂見通し線上基点第七〇号から三五〇メートルの点

点エ 基点第七七号から基点第三二〇号見通し線上基点第七七号から四〇〇メートルの点

点オ 基点第七七号から基点第三二〇号見通し線と、基点第三〇六号から基点第三一〇号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第三二五号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第三〇八号の各点を

順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第七五号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

基点第三〇七号 瀬戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識

基点第三一〇号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

基点第三一一号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識

基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部

基点第三二一号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識

基点第三二五号 瀬戸内市邑久町虫明向瀬長島大橋北橋脚基部

基点第三二七号 瀬戸内市邑久町虫明ムネモリ東端に設置した標識

点ア 基点第三一〇号から基点第三二七号見通し線上基点第三一〇号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第三一〇号から基点第三二七号見通し線と、基点第三二〇号から基点第三〇七号見通し線との交差点

点ウ 基点第三〇七号から基点第三二一号見通し線と、基点第三二一号から備前市日生町鴻島葛島高見通し線との交差点

点エ 基点第三〇七号から基点第三二一号見通し線と、基点第三二七号から基点第一〇二号見通し線との交差点

点オ 基点第三〇八号から基点第七五号見通し線と、基点第三二七号から基点第一〇二号見通し線との交差点

(2) 点キ、点ク、点ケ、点コ及び点キの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた

区域

点の位置

基点第三四〇号 瀬戸内市邑久町虫明大派礁中央

点カ 基点第三四〇号から真方位九〇度見通し線上基点第三四〇号から二〇〇メートルの点

点キ 点カから真方位〇度見通し線上点カから一〇〇メートルの点

点ク 点キから真方位九〇度見通し線上点キから一〇〇メートルの点

点ケ 点クから真方位一八〇度見通し線上点クから一五〇メートルの点

点コ 点カから真方位一八〇度見通し線上点カから五〇メートルの点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明地先

4 漁場の区域 基点第三二〇号、点ア及び基点第三一一号の各点を順次結んだ二直

線並びに基点第三三四号、点イ及び基点第三三二二号の各点を順次結ん

だ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三〇六号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識

基点第三一一号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識

基点第三二〇号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部

基点第三三二二号 瀬戸内市邑久町瀬溝称谷防波堤基部に設置した標識

基点第三三四号 瀬戸内市邑久町虫明段島南端に設置した標識

点ア 基点第三一一号から基点第三〇六号見通し線上基点第三一一号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第三三四号から真方位一八〇度見通し線上基点第三三四号

から五〇メートルの点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島南地先

4 漁場の区域 基点第三三三三号、点オ、点カ及び基点第三二四号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三二四号 瀬戸内市邑久町向瀬北西端に設置した標識

基点第三三三三号 瀬戸内市邑久町長島ビヨウジ南端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上

に設置した標識

点ア 瀬戸内市邑久町手影島南端から香川県小豆郡土庄町小部丸石山

高（三八九）見通し線と、基点第四〇二号から備前市日生町大多

府島南端見通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡土庄町小部丸石山高（三八九）見通し線

上点アから一五〇メートルの点

点ウ 瀬戸内市邑久町木島南西端から香川県小豆郡土庄町妙見崎西端

見通し線と、基点第四〇二号から備前市日生町大多府島南端見通

し線との交差点

点エ 点ウから香川県小豆郡土庄町妙見崎西端見通し線上点ウから一

五〇メートルの点

点オ 基点第三三三三号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線

と、点エから点イ見通し延長線との交差点

点カ 基点第三二四号から瀬戸内市邑久町木島西お里大岩見通し延長

線と、点イから点エ見通し延長線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明及び福谷地先

4 漁場の区域 基点第三二三号及び基点第三二八号を結んだ直線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三二三号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識

基点第三二八号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町福谷及び尻海地先

4 漁場の区域 基点第三二八号、点ア及び基点第三三〇号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三二三号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識

基点第三二八号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

基点第三三〇号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港北防波堤（新防波堤）突端に設置

した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識

点ア 基点第四〇二号から備前市日生町大多府島南端見通し線と、基点第三二三号から基点第三二八号見通し延長線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 基点第三三五号、点ア、点イ及び基点第四〇二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三三五号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港南防波堤基部に設置した標識

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識

に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第四六〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎東端に設置した標識

点ア 基点第三三五号から基点第四三〇号見通し線と、基点第三三六号から基点第四六〇号見通し線との交差点

号から基点第四六〇号見通し線との交差点

点イ 基点第四〇二号から基点第四三〇号見通し線と、基点第三三六号から基点第四六〇号見通し線との交差点

- 二 地元地区 瀬戸内市邑久町
- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業
ひらめ小割式養殖業
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第三四〇号 瀬戸内市邑久町虫明大派礁中央

点ア 基点第三四〇号から真方位九〇度見通し線上基点第三四〇号か

ら二〇〇メートルの点

点イ 点アから真方位〇度見通し線上点アから一〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位九〇度見通し線上点イから一〇〇メートルの点

点エ 点ウから真方位一八〇度見通し線上点ウから一五〇メートルの

点

点オ 点アから真方位一八〇度見通し線上点アから五〇メートルの点

二 地元地区 瀬戸内市邑久町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島西地先

4 漁場の区域 基点第四五六号、点ア、点イ、点ウ、基点第四二一号、点エ、点オ

及び基点第四五六号の各点を順次結んだ七直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二一号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四四一号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港護岸に設置した標識

基点第四四七号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識

基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識

基点第四五一号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した標識

基点第四五六号 瀬戸内市牛窓町黒島西防波堤突端に設置した標識

基点第四五七号 瀬戸内市牛窓町鹿忍蓬崎灯台

点ア 基点第四五六号から基点第四五一号見通し線と、基点第四四一

号から基点第四五七号見通し線との交差点

点イ 基点第四四一号から基点第四五七号見通し線と、瀬戸内市牛窓

町黒島中ノ小島北端から基点第四四九号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二一号から基点第四二五号見通し線上基点第四二一号

から一、〇〇〇メートルの点

点エ 基点第四五一号から基点第四四七号見通し延長線上基点第四四

七号から五〇メートルの点

点オ 基点第四五一号から基点第四四七号見通し線と、基点第四五六

号から基点第四五七号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第四二四号、点ア、点イ及び基点第四二五号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第四二四号から真方位一八〇度見通し線上基点第四二四号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から真方位一八〇度見通し線上基点第四二五号から一〇〇メートルの点

(2)

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ウ、点エ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ三直線と西脇漁港防波堤によって囲まれた区域

点の位置

基点第四六八号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識

基点第四六九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター堤防北東端に設置した標識

点ウ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点
点エ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業
のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島南地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

西端に設置した標識

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識

基点第四五〇号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四五〇号見通し線と、基点第四四九号から香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点アから五

〇メートルの点

点ウ 点イから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点イから八

〇メートルの点

点エ 基点第四二二号から点ケ見通し延長線上点ケから八〇〇メートル

ルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二〇〇メートルの点

点カ 点キから点オ見通し線上点キから五〇メートルの点

点キ 点クから基点第四五〇号見通し線上点クから二〇〇メートルの点

点ク 基点第四二五号から基点第四五〇号見通し線と、基点第四二二二号から瀬戸内市牛窓町黒島西端見通し延長線との交差点

点ケ 基点第四二二号から点ク見通し延長線上点クから五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁及び岡山市東区宝伝地先

4 漁場の区域 点ア、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ

六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四五四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港西防波堤突端から基部に五〇メートルの点に設置した標識

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第六一六号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六五七号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した

標識

点ア 基点第六五七号から点コ見通し延長線上点コから六三〇メートルの点

点イ 点サから香川県小豆島土庄町葛島島頂見通し線上点サから二〇

〇メートルの点

点ウ 点アから点イ見通し延長線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点スから点シ見通し延長線上点シから三〇〇メートルの点

点オ 点エから真方位三四六度見通し線上点エから四五〇メートルの点

点カ 点キから真方位七二度三〇分見通し線上点キから七七〇メートルの点

点キ 点クから基点第六五七号見通し線上点クから四〇〇メートルの点

点ク 基点第六五七号から点ア見通し線と、玉野市番田鉾立港北防波堤突端から基点第六一一号見通し延長線との交差点

点ケ 基点第六〇一号から白石灯標見通し延長線と、基点第六一六号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線との交差点

点コ 基点第六一六号から点ケ見通し延長線上点ケから二〇〇メートルの点

点サ 基点第六一六号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線と、基点第四五四号から香川県小豆郡土庄町葛島島頂見通し線との交差点

点シ 点サから基点第四五四号見通し線上点サから一〇〇メートルの点

点ス 点コから基点第六五七号見通し線上点コから一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町並びに岡山市東区久々井、宝伝、犬島及び正儀

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓師楽地先

- 4 漁場の区域 基点第四〇二号、点ア及び基点第四六〇号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上

に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第四六〇号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎東端に設置した標識

点ア 基点第四〇二号から基点第四三〇号見通し線と、基点第四六〇

号から基点第三三六号見通し線との交差点

- 二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第四七号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第四三四号、基点第四三二号、点ア、基点第四三〇号及び基点

第四三三号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域

点の位置

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稻鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第四〇二号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上

に設置した標識

基点第四三〇号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第四三二号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第四三三号 瀬戸内市牛窓町上筏礁北端に設置した標識

基点第四三四号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

点ア 基点第四〇二号から基点第四三〇号見通し線と、基点第四三二

号から基点第三三六号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第四三二号、基点第四三四号、点ア、点イ、点ウ及び基点第四

三二号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域

点の位置

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四三二号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第四三四号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四三四号から瀬戸内市牛窓町青島東端見通し線上基点第

四三四号から三〇〇メートルの点

点イ 点エから点ア見通し線上点エから三五〇メートルの点

点ウ 点エから基点第四三二号見通し線上点エから二〇〇メートルの

点

点エ 基点第四三二号から基点第四三八号見通し線と、点アから基点

第四〇八号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第四九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先

4 漁場の区域 基点第四〇七号、点ア、基点第四〇八号及び基点第四三七号の各点

を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域を除く。

点の位置

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識

基点第四〇八号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一三号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第四三七号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

点ア 基点第四〇七号から基点第四一三号見通し線と、基点第四〇八号から瀬戸内市牛窓町下筏礁見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島北地先

4 漁場の区域 基点第四一一号、点ア、点イ、点ウ及び基点第四三八号の各点を順

次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識

基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四三七号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

基点第四三九号 瀬戸内市牛窓町前島赤ズエに設置した標識

基点第四五九号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四一一号見通し延長線と、基点第四

〇七号から基点第四五九号見通し線との交差点

点イ 点アから基点第四五九号見通し線上点アから二〇〇メートルの

点

点ウ 基点第四三八号から瀬戸内市牛窓町牛窓平兵衛山山頂見通し線と、点イから点エ見通し線との交差点

点エ 基点第四一一号から基点第四三八号見通し線と、基点第四三七号から基点第四三九号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつ

て囲まれた区域

点の位置

基点第三三六号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第四〇七号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識

基点第四一一号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四三八号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

基点第四五九号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識

基点第四六一号 瀬戸内市牛窓町前島福ヶ浜南端に設置した標識

点ア 基点第三三六号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第四

二五号から基点第四一一号見通し延長線との交差点

点イ 基点第三三六号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第四

六一号から基点第四三八号見通し延長線との交差点

点ウ 基点第四〇七号から基点第四五九号見通し線と、基点第四六一

号から基点第四三八号見通し延長線との交差点

点エ 基点第四〇七号から基点第四五九号見通し線と、基点第四二五号から基点第四一一号見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつ

て囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四四六号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島中央に設置した標識

基点第四四九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識

点ア 基点第四二三号から基点第四四六号見通し線上基点第四二三号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第四二三号から基点第四四六号見通し線上基点第四二三号

から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第四四九号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線

上基点第四四九号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第四四九号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線上基点第四四九号から一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁地先

4 漁場の区域 基点第四六二号、点ア、点イ及び基点第四六四号の各点を順次結んだ三直線と朝日漁港子父雁地区西防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、同防波堤南側沖出し一〇メートルの区域を除く。

点の位置

基点第四二五号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四六二号 瀬戸内市牛窓町鹿忍大石鼻突端に設置した標識

基点第四六三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤に設置

した標識

基点第四六四号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区西防波堤西南角に設

置した標識

点ア 基点第四二五号から基点第四六三号見通し延長線と、基点第四

六二号から真方位一八〇度見通し線との交差点

点イ 基点第四二五号から基点第四六三号見通し延長線と、基点第四

六四号から真方位二〇〇度見通し線との交差点

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

4 漁場の区域 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ア、点イ及び瀬戸内

市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ三直線と西脇

漁港防波堤によって囲まれた区域

点の位置

基点第四六八号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所

東排水口突端に設置した標識

基点第四六九号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター

堤防北東端に設置した標識

点ア 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点

点イ 基点第四六八号から基点第四六九号見通し線と、西脇漁港防波

堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島西地先

4 漁場の区域 基点第四六七号、点ア及び基点第四四三号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二三号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

基点第四四三号 瀬戸内市牛窓町前島小屋ノ瀬鼻突端に設置した標識

基点第四四五号 瀬戸内市牛窓町黒島中ノ小島南東端に設置した標識

基点第四六七号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港西護岸基部に設置した標識

点ア 基点第四六七号から基点第四四五号見通し線と、基点第四四三

号から基点第四二三号見通し線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島地先

4 漁場の区域 基点第四四四号、点ア、点イ及び基点第四二一号の各点を順次結ん

だ三直線及び黒島の最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二一号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識

基点第四四四号 瀬戸内市牛窓町黒島北端に設置した標識

基点第四四七号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識

基点第四五一号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した標識

基点第四五七号 瀬戸内市牛窓町鹿忍蓬崎灯台

点ア 基点第四四四号から基点第四五七号見通し線と、基点第四五一
号から基点第四四七号見通し線との交差点

点イ 基点第四二一号から基点第四五七号見通し線と、基点第四五一
号から基点第四四七号見通し延長線との交差点

二 地元地区 瀬戸内市牛窓町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区宝伝、久々井及び正儀地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第六一八号の各

点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六一八号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第六〇一号から五〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上基点第六一七号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第六五六号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第六一八号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎突端見通し線上基点第六一八号から七〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業
のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区久々井及び正儀地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識

点ア 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上

基点第六一七号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上

基点第六一七号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

上基点第六五六号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

と、点イから岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点

点オ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川

県小豆郡土庄町豊島蛇崎突端見通し線と、点イから岡山市南区小

串米崎灯台見通し線との交差点

点カ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川

県小豆郡土庄町豊島蛇崎突端見通し線と、点アから点ウ見通し線

との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第五九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第六〇三号、点ア、点イ、点ウ及び基点第六〇三号の各点を順

次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第四一七号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第六〇二号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識

基点第六〇三号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第六五一号 岡山市東区宝伝高山鼻南端に設置した標識

基点第六五七号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した

標識

点ア 基点第六一一号から基点第四一七号見通し線と、基点第六五一号から基点第六〇三号見通し線との交差点

点イ 基点第六一一号から基点第四一七号見通し線と、基点第六五七号から点ウ見通し線との交差点

点ウ 基点第六〇三号から基点第六〇二号見通し延長線上基点第六〇二号から二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島南地先

4 漁場の区域 基点第六七六号及び基点第六八二号を結んだ直線及び基点第六〇六号、点ア、点イ及び基点第六四九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六〇六号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識

基点第六四九号 岡山市東区犬島松ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六七六号 岡山市東区犬島南東端に設置した標識

基点第六八二号 岡山市東区犬島沖鼓島南西端に設置した標識

点ア 基点第六〇六号から真方位一八〇度見通し線上基点第六〇六号から八〇〇メートルの点

点イ 基点第六四九号から真方位一八〇度見通し線上基点第六四九号から八〇〇メートルの点

5 制限又は条件

(1) 幅一〇〇メートル以上の船通しを一ヶ所設けなければならない。

(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第六一六号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六四五号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識

基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九三四号 玉野市胸上坊主島島頂に設置した標識

点ア 基点第六四五号から岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤見通し線と、基点第六一一号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点

点イ 基点第六一六号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎東端見通し線上基点第六一六号から五〇〇メートルの点

点ウ 点イから基点第九三四号見通し線と、基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

点エ 点アから基点第九〇三号見通し線と、基点第六五六号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串向小串地先

4 漁場の区域 基点第八四三号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第八二七号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六一八号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第六一九号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第八二三号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八四三号 岡山市南区小串向北堤防突端に設置した標識

基点第八四四号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識

基点第八四五号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第八四三号から基点第六二四号見通し線上基点第八四三号から一五〇メートルの点

点イ 基点第八四四号から基点第六一九号見通し線上基点第八四四号から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第八四五号から基点第六七二号見通し線上基点第八四五号から一五〇メートルの点

点エ 基点第八二三号から基点第六一八号見通し線上基点第八二三号から一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎地先

4 漁場の区域 基点第八二七号、点ア、点イ及び基点第八三八号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第八二七号から真方位一五九度（香川県小豆郡土庄町豊島

旧蛇山高）見通し線上基点第八二七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第八三八号から真方位一五二度（香川県小豆郡土庄町豊島

旧蛇山高）見通し線上基点第八三八号から一、三〇〇メートルの

点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 基点第六七三号、点ア、点イ及び基点第六六一号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六五九号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六七三号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西一七〇メートルに

設置した標識

点ア 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六七三

号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との交差点

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

点イ 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六六一号から岡山市南区阿津道神見通し線との交差点

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区豊田地先

4 漁場の区域 基点第六六四号、点ア、点イ及び基点第六六一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六六四号 岡山市東区豊田津田永忠の碑

基点第六六五号 岡山市東区升田津田港防波堤南東端に設置した標識

基点第六六七号 岡山市東区鳩島東端に設置した標識

点ア 基点第六六四号から基点第六六七号見通し線と、基点第六六五号から岡山市東区西幸西外波崎台場跡南端見通し線との交差点

点イ 基点第六六一号から真方位一八五度見通し線と、基点第六六五号から岡山市東区西幸西外波崎台場跡南端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次

結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六六一号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第六六四号 岡山市東区豊田津田永忠の碑

基点第六六六号 岡山市東区鳩島北端に設置した標識

基点第六八三号 岡山市中区沖元辰己港西防波堤基部に設置した標識

基点第八一九号 岡山市南区阿津ツブシ灯台

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点ア 基点第六六六号から基点第六六四号見通し線上基点第六六六号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第六三八号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第六

三八号から二五〇メートルの点

点ウ 基点第六八三号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第六

八三号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六八三号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線と、点オか

ら基点第八二九号見通し線との交差点

点オ 基点第六六〇号から基点第八一九号見通し線上基点第六六〇号

から二〇〇メートルの点

点カ 基点第八一九号から基点第六六一号見通し線上基点第八一九号

から四五〇メートルの点

点キ 基点第六六一号から基点第八一九号見通し線上基点第六六一号から四二〇メートルの点

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

あおのり養殖業

二月一日から八月二十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

4 漁場の区域 基点第六一九号、点ア、点イ及び基点第六二〇号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

点の位置

基点第六一九号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端
に設置した標識

基点第六二〇号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識

基点第六二二号 岡山市東区水門町亀岩

基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標

識

基点第八二三号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第八四三号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識

点ア 基点第六一九号から基点第八四三号見通し線と、基点第六二二

号から基点第八二三号見通し線との交差点

点イ 基点第六二〇号から基点第六二三号見通し線と、基点第六二二

号から基点第八二三号見通し線との交差点

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

四月一日から翌年二月十五日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

4 漁場の区域 基点第六二四号、点ア及び基点第六九一号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六一八号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波突端大石に設置した標識

基点第六九一号 岡山市東区東幸西テイカ株式会社岡山工場堤防突端に設置し

た標識

基点第八四四号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識

点ア 基点第六一八号から基点第六二四号見通し線と、基点第六九一号から基点第八四四号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第六九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

四月一日から翌年二月十五日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西幸西外波崎地先

4 漁場の区域 基点第六二四号と基点第六二七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線
とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六二七号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡船入町地先

4 漁場の区域 基点第六九六号及び点アを結んだ直線、基点第六九五号及び点イを
結んだ直線並びに基点第六九六号から基点第六九五号の間における最
大高潮時海岸線から沖出し一二〇メートルの線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域

点の位置

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標

基点第六九四号 岡山市東区乙子排水機場吐出樋門北端

基点第六九五号 岡山市東区金岡東町三丁目日本エクスラン工業株式会社西大

寺工場南端堤防内石燈籠から南へ八五メートルの点に設置した

標識

基点第六九六号 岡山市東区九蟠九蟠港東防波堤基部燈籠から北へ一五〇メー

トルの点に設置した標識

点ア 基点第六九六号から基点第六二八号見通し線上基点第六九六号

から一二〇メートルの点

点イ 基点第六九五号から基点第六九四号見通し線上基点第六九五号

から一二〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あおのり養殖業

二月一日から八月二十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

4 漁場の区域 基点第六九七号、点ア、点イ及び基点第六七二号の各点を順次結ん

だ三直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第六九七号 岡山市東区正儀五〇八一―二地先護岸曲がり角に設置した標

識

基点第八四五号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識

基点第八五九号 岡山市南区小串スカ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第六九七号から基点第八四五号見通し線上基点第六九七号

から二〇〇メートルの点

点イ 基点第六七二号から基点第八五九号見通し線上基点第六七二号
から一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

はまぐり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 基点第六五九号、点ア及び基点第六七三号の各点を順次結んだ二直

線と岡山市東区九幡九幡港西防波堤及び最大高潮時海岸線とによつて

囲まれた区域

点の位置

基点第六五九号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識

基点第六六〇号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第六七三号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西一七〇メートルに

設置した標識

点ア 基点第六五九号から基点第六六〇号見通し線と、基点第六七三
号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との交差点

二 地元地区 岡山市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七三号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

- 3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎相引及び玉野市番田地先

- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつ

て囲まれた区域

点の位置

基点第六五二号 岡山市東区久々井宮ノ鼻南端に設置した標識

基点第六七一号 岡山市東区正儀片岡別荘鼻（鰈埼）突端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

点ア 基点第六七一号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基

点第八二七号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交

差点

点イ 基点第六五二号から玉野市出崎船越高見通し線と、基点第八二

七号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

点ウ 点イから香川県香川郡直島町直島重石ノ鼻見通し線と、基点第

九〇二号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点

点エ 点オから玉野市大蛭島（筏島）北端見通し線と、基点第九〇二

号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点

点オ 点アから基点第八二七号見通し線上点アから二〇〇メートルの

点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 岡山市南区小串及び阿津並びに玉野市番田、胸上、山田及び沼

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、

溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第九一四号、点ア、点イ及び基点第八三八号の各点を順次結んだ三直線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六七一号 岡山市東区正儀片岡別荘鼻（鰈埼）突端に設置した標識

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第八五四号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

基点第九一四号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

点ア 基点第六七一号から基点第一〇〇四号見通し線と、基点第九一

四号から真方位一三九度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇

山高見通し線）との交差点

点イ 基点第八五四号から点ア見通し線と、基点第八三八号から真方

位一五二度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）

との交差点

(2) 基点第九三五号、点ウ、点エ及び基点第九三六号の各点を順次結んだ三直線と

最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点第九三五号 玉野市番田字鍋脇二九七二番地先に設置した標識
基点第九三六号 玉野市番田字鍋脇二九三七番地先に設置した標識

点ウ 基点第九三五号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三五号から四三〇メートルの点

点エ 基点第九三六号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三六号から四五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 玉野市番田

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先（長州）

4 漁場の区域 点ク、点ケ、点ウ、点シ、点コ、点エ、点才及び点クの各点を順次

結んだ七直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第六一一号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第六一六号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第六五八号 岡山市東区九幡九幡港東防波突端南東端角に設置した標識

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識

点ア 点カから基点第六五八号見通し線上点カから二五〇メートルの

点

点イ 基点第六五八号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線と、基点第六一六号から玉野市小蛭島（蛭子島）島頂見通し線との交差点

点ウ 基点第九〇二号から真方位一四三度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）と、基点第六一六号から玉野市小蛭島（蛭子島）島頂見通し線との交差点

点エ 点キから基点第九一九号見通し線上点キから一〇〇メートルの点

点オ 点キから基点第九一九号見通し線上点キから二五〇メートルの点

点カ 基点第六五八号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線と、基点第六一一号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点

点キ 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）と、基点第六一一号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点

点ク 点オから点ア見通し延長線上点アから三〇〇メートルの点

点ケ 点イから基点第六一六号見通し線上点イから三〇〇メートルの点

点コ 点スから基点第九〇三号見通し線上点スから一〇〇メートルの点

点サ 点ウから玉野市沼黒山鼻東端見通し線と、基点第九〇三号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線との交差点

点シ 点サから香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線上点サから一〇〇メートルの点

点ス 基点第六一一号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線と、基点第九〇三号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 玉野市胸上、山田、沼及び番田並びに岡山市南区小串及び阿津並びに岡

山市東区久々井、宝伝、犬島及び正儀

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

- 3 漁場の位置 玉野市胸上地先

- 4 漁場の区域 基点第九〇七号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第九一四号の各

点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九一四号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識

基点第九二一号 玉野市胸上山田港東防波堤南端に設置した標識

基点第一〇〇三号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

点ア 基点第九一四号から真方位一三九度見通し線（香川県小豆郡土

庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第一〇〇四号から玉野市番

田大入崎東南端見通し線との交差点

点イ 基点第九二一号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基

点第九〇七号から基点第一〇〇三号見通し線との交差点

点ウ 点イから玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線上点イから九五〇

メートルの点

点エ 点ウから真方位一五二度見通し線上点ウから六五〇メートルの

点

点オ 点アから真方位一三九度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧

虻山高見通し線）上点アから四五〇メートルの点

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 玉野市胸上、山田及び沼

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第七七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 玉野市沼出崎地先

4 漁場の区域 基点第一〇〇三号、点イ、点ウ及び基点第一〇〇四号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九二六号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社才崎埋立地南端角に設置し

た標識

基点第一〇〇三号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

点ア 基点第九〇七号から基点第一〇〇三号見通し線と、基点第九二

六号から玉野市大蛭島（筏島）西端見通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通し線上点アか

ら六〇〇メートルの点

点ウ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通し線上点アか

ら一、五〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 玉野市胸上、山田及び沼

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七八号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ひらめ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 玉野市田井先丁場地先

- 4 漁場の区域 基点第一〇六〇号、点ア、点イ及び基点第一〇五七号の各点を順次

結んだ三直線と漁業作業用地埋立地北岸及び最大高潮時海岸線とによ
って囲まれた区域

点の位置

基点第一〇五七号 玉野市築港日之出漁業作業用地埋立地北東端に設置した標

識

基点第一〇六〇号 玉野市築港胸上鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇六〇号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西中鼻見通

し線上基点第一〇六〇号から一八〇メートルの点

点イ 基点第一〇五七号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西中鼻見通

し線と、点アから玉野市築港長崎鼻突端見通し線との交差点

- 二 地元地区 玉野市後閑、大藪、田井、築港及び宇野

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第七九号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ひらめ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市大藪及び後閑地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一〇一〇号 玉野市後閑山田中学校二階建校舎北西角

基点第一〇六二号 玉野市大藪六〇番地地先突端に設置した標識

基点第一〇六三号 玉野市田井五丁目田井マリーナ北西護岸角

点ア 基点第一〇一〇号から基点第一〇六三号を見通した線と、基点第一〇六二号から香川県香川郡直島町牛ケ首小ハタゴ島高見通し線との交差点

点イ 点アから基点第一〇一〇号見通し線上点アから三五〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三三九度見通し線（香川県香川郡直島町牛ケ首小ハタゴ島高から基点第一〇六二号見通し線と平行に点イを交差する線）上点イから二五〇メートルの点

点エ 点アから基点第一〇六二号見通し線上点アから二五〇メートルの点

二 地元地区 玉野市後閑、大藪、田井、築港及び宇野

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業
のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第一二五九号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一二四一号の各点

を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二一五号 倉敷市下津井一丁目祇園神社

基点第一二四一号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識

基点第一二四二号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第一二五九号 倉敷市六口島北端に設置した標識

点ア 基点第一二五九号から基点第一二四二号見通し線上基点第一二

五九号から五〇メートルの点

点イ 基点第一二一五号から点ア見通し延長線と、香川県丸亀市本島

カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島（鳥小島）西端見通し延

長線との交差点

点ウ 基点第一二四一号から浅口市寄島町寄島山頂（八一）見通し線

と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島

（鳥小島）西端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市上水島地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点イの各点を順次結んだ

点の位置

六直線によって囲まれた区域

基点第一二三九号 倉敷市上水島南端に設置した標識

基点第一二四四号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識

基点第一二四五号 倉敷市上水島北端に設置した標識

基点第一二六五号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第一二六七号 倉敷市イザロ濃地島北端に設置した標識

基点第一二六八号 倉敷市水島川崎通一丁目JFEスチール株式会社東南端に

設置した標識

基点第一二七〇号 倉敷市上濃地島北西端に設置した標識

基点第一二七三号 倉敷市水島川崎通一丁目JFEスチール株式会社西南端角

に設置した標識

基点第一四五五号 倉敷市下水島北端に設置した標識

基点第一四五六号 倉敷市下水島東端に設置した標識

点ア 基点第一二六八号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、

基点第一二四五号と基点第一二六七号を結んだ直線との交差点

点イ 点アから基点第一二六七号見通し線上点アから五〇〇メートル

の点

点ウ 点エから点ケ見通し延長線と、点イから真方位二一八度見通し

線との交差点

点エ 基点第一二六八号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、

基点第一二七〇号と基点第一四五五号を結んだ直線との交差点

点オ 基点第一二七三号から真方位一八〇度見通し線と、基点第一二

七〇号と基点第一四五五号を結んだ直線との交差点

点カ 基点第一四五六号から真方位七一度見通し線と、基点第一二六

五号から倉敷市玉島黒崎番所鼻見通し線との交差点

点キ 基点第一四五六号から真方位七一度見通し線と、基点第一二六

七号から基点第一二四五号見通し延長線との交差点

点ク 基点第一二六八号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、

基点第一二三九号と基点第一二四四号を結んだ直線との交差点

点ケ 点クから基点第一二四四号見通し線上点クから四〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市網代及び茶瓶地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二三九号 倉敷市上水島南端に設置した標識

基点第一四六七号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識

点ア 香川県丸亀市広島藁鼻から基点第一四六七号見通し延長線上基点第一四六七号から三二〇メートルの点

点イ 点アから倉敷市網代北西端見通し延長線と、浅口市寄島町青佐

鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線との交差点

点ウ 浅口市寄島町青佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線と、

倉敷市茶瓶北東端から倉敷市下水島西端見通し延長線との交差点

点エ 点カから点ウ見通し線上点カから三六〇メートルの点

点オ 点カから点ア見通し線上点カから三〇〇メートルの点

点カ 基点第一二三九号から点ウ見通し線と、点アから倉敷市上濃地島北端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島味野、下の町、田の口及び唐琴地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一二〇一号及び基点第一二五七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二五七号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

(2) 基点第一二〇一号及び基点第一二〇三号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇三号 倉敷市児島唐琴四丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識

(3) 基点第一二八九号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一二九〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二八九号 倉敷市児島唐琴四丁目一五四―四九地先に設置した標識

基点第一二九〇号 倉敷市児島田の口五丁目四四七〇―四四七〇―四四七〇―四四七〇地先に設置した標識

点ア 基点第一二八九号から真方位二五〇度見通し線上基点第一二八

九号から二一三メートルの点

点イ 点アから真方位三一二度見通し線上点アから二六〇メートルの点

点ウ 基点第一二九〇号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二九〇号から一九〇メートルの点

5 制限又は条件

(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島及び大島地先

4 漁場の区域 基点第一二八四号、点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ

四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二五七号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第一二七九号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第一二八四号 倉敷市児島元浜町北東角防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第一二八四号から基点第一二七九号見通し線と、基点第一

二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との

交差点

点イ 基点第一二五七号から倉敷市大畠大畠漁港新防波堤北曲角部見
通し線と、基点第一二七九号から点ウ見通し線との交差点

点ウ 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤北端（基部）

点エ 倉敷市児島元浜町八番地二地先児島ボートレース場北の側
壁の東端に設置した標識

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島唐琴地先

4 漁場の区域 基点第一二〇一号及び基点第一二〇三号を結んだ直線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇三号 倉敷市児島唐琴四丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識

5 制限又は条件

(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯
を設置しなければならない。

(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ひらめ、めばる、ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島地先

4 漁場の区域 基点第一二二〇号、点ア及び点イの各点を順次結んだ二直線と最大

高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二〇六号 倉敷市児島下の町九一八一三四福山通運株式会社児島営

業所岸壁南西端角に設置した標識

基点第一二二〇号 倉敷市釜島北東端に設置した標識

点ア 基点第一二二〇号から倉敷市釜島北西端見通し線と、倉敷市釜

島東高(二二)から基点第一二〇六号見通し線との交差点

点イ 倉敷市釜島東高(二二)から基点第一二〇六号見通し線と、最

大高潮時海岸線との交差点

二 地元地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、ひじき、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島西地先

4 漁場の区域 基点第一二二二号、点ア、点イ及び基点第一二二一号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二一号 倉敷市釜島南端に設置した標識

基点第一二二二号 倉敷市釜島西端に設置した標識

点ア 基点第一二二二号から香川県坂出市櫃石島大裸島高見通し線

と、倉敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し

線との交差点

点イ 基点第一二二一号から香川県坂出市櫃石島北端見通し線と、倉

敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との

交差点

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

あかがい、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

4 漁場の区域 基点第一二二三号、点ア、点イ及び基点第一二五九号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二一六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置した標識

基点第一二二三号 倉敷市六口島北東端に設置した標識

基点第一二四二号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第一二五九号 倉敷市六口島北端に設置した標識

点ア 基点第一二三号から基点第一二一六号見通し線上基点第一二

二三号から五〇メートルの点

点イ 基点第一二五九号から基点第一二四二号見通し線上基点第一二

五九号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第八九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

はまぐり、もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市連島町鶴新田地先（高梁川下流）

4 漁場の区域 点ア、点イ、基点第一三〇三号、点エ及び点アの各点を順次結んだ

四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八八メー

ルの点

基点第一三一〇号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した

標識

基点第一四一五号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識

基点第一四一七号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑

点ア 点ウから基点第一三〇四号見通し延長線と、基点第一三一〇号

から基点第一四一七号見通し線との交差点

点イ 基点第一三〇四号から点ア見通し延長線と、基点第一三〇三号から基点第一四〇二号見通し線との交差点

点ウ 基点第一四〇二号から倉敷市玉島上新霞橋東詰見通し線と、

基点第一三〇三号から基点第一四一五号見通し線との交差点

点エ 基点第一三二〇号から基点第一四一七号見通し線上基点一三

一〇号から八〇メートルの点

二 地元地区 倉敷市連島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市大柄杓島地先

4 漁場の区域 点ア、基点第一四四八号、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ

四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一四四八号 倉敷市大柄杓島北端に設置した標識

基点第一四六七号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識

点ア 基点第一四四八号から高梁川中国電力送電線鉄塔見通し線と、

基点第一四六七号から浅口市寄島町寄島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一四六七号から浅口市寄島町寄島東端見通し線と、高梁

川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交

差点

点ウ 基点第一四四八号から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、高梁

川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交
差点

点エ 点イから浅口市寄島町寄島東端見通し線上点イから四〇〇メー
トルの点

点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから四〇〇メー
トルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ、点コ、点ケ及び点エの各点を順次結んだ

六直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一二六五号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第一四五六号 倉敷市下水島東端に設置した標識

点ア 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島

町青佐鼻東端見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路

第三号灯浮標見通し線との交差点

点イ 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島

町青佐鼻東端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイラン

ド廃棄物埋立護岸南東端角から真方位一六一度見通し線との交差

点

点ウ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端角から真方位一六一度見通し線との交差点

点エ 倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端角から真方位一六一度見通し線と、基点第一二六五号から基点第一四五六号の見通し線との交差点

点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから一五〇メートルの点

点カ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標見通し線との交差点

点キ 倉敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路第三号灯浮標見通し線との交差点

点ク 点アから点キ見通し線上点アから六〇メートルの点

点ケ 点イから点ウ見通し線上点イから六〇メートルの点

点コ 点ケから点ク見通し延長線上点クから二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点才、点力及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一一鉄塔から基

点第一四三五号見通し延長線上基点第一四三五号から二、二六〇

メートルの点

点イ 点アから基点第一四三五号見通し線上点アから三五〇メートルの点

点ウ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、〇八〇メートルの点

点エ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から一、七二〇メートルの点

点才 点エから点イ見通し延長線と、倉敷市玉島柏島権現山（三〇）

から玉島港一文字防波堤（西）南東端見通し延長線との交差点

点力 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山（三〇）から

玉島港一文字防波堤（西）南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一一鉄塔から基

点第一四三五号見通し延長線上基点第一四三五号から二、九一〇

メートルの点

点イ 点アから基点第一四三五号見通し線上点アから三五〇メートルの点

点ウ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、七五〇メートルの点

点エ 基点第一四四一号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第一四

四一号から二、三七〇メートルの点

点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から

玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(三〇)から

玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

十月一日から翌年四月十日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.一一鉄塔から基

点第一四三五号見通し延長線上基点第一四三五号から三、五六〇

メートルの点

点イ 点アから基点第一四三五号見通し線上点アから三五〇メートルの点

点ウ 玉島黒崎沙美海岸潜堤（西）灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通

し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤（西）灯浮標から三、九〇〇メートル

ルの点

点エ 玉島黒崎沙美海岸潜堤（西）灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通

し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤（西）灯浮標から三、五五〇メートル

ルの点

点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山（三〇）から

玉島港一文字防波堤（西）南東端見通し延長線との交差点

点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山（三〇）から

玉島港一文字防波堤（西）南東端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美東地先

4 漁場の区域 基点第一四三五号、点ア、点イ及び基点第一四四六号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四六号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点第一四三五号から倉敷市玉島下水島西端見通し線と、倉敷

市玉島港防波堤突端から浅口市寄島町地先寄島東南端見通し線と

の交差点

点イ 倉敷市玉島港防波堤突端から浅口市寄島町地先寄島東南端見通

し線と、基点第一四四六号から香川県丸亀市手島東端見通し線と

の交差点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美西地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一四三八号、基点第一四四六号、点ア、点イ及び基点第一四四〇号の各

点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四三八号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第一四四六号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点一四三三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四六号から香川県丸亀市手島東端見通し線との交

差点

点イ 基点一四三三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交

差点

(2)

点ウ、点エ、点オ及び基点第一四三九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点ウ 倉敷市玉島黒崎五五〇番地先諏訪鼻西側突端

点エ 点ウから真方位二〇〇度四〇分見通し線上点ウから一九八メー

トルの点

点オ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第

一四三九号から三〇メートルの点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎岩谷地先

4 漁場の区域 基点第一四四〇号、点ア、点イ及び基点第一四四一号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

点ア 基点第一四三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交

差点

点イ 基点第一四三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交

差点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 基点第一四四一号、点ア、点イ及び基点第一五〇一号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、

河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第一四三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一四四一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交

差点

点イ 基点第一四三五号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線

と、基点第一五〇一号から香川県丸亀市手島西端見通し線との交

差点

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第九九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎岩谷地先

4 漁場の区域 基点第一四三九号及び基点第一四四〇号を結んだ直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

基点第一四四〇号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

二 地元地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一〇〇号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

四月一日から十月三十一日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一四四二号 倉敷市玉島黒崎傍示ノ鼻南端に設置した標識

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ二〇〇メートル

の地点に設置した標識

点ア 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点

点イ 点アから倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 点イから基点第一四四二号見通し線上点イから二〇〇メートルの点

点エ 点アから基点第一五〇一号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 二 地元地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一〇一号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点ウ、基点第一五〇九号、基点第一五二八号及び点エ

の各点を順次結んだ五直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二五号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識

基点第一五二六号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識

基点第一五二八号 浅口市寄島町三郎島北端に設置した標識

点ア 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見通し線上

基点第一五〇八号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見通し線上

基点第一五〇八号から九〇〇メートルの点

点ウ 基点第一五〇九号から香川県丸亀市手島高ノ越鼻突端見通し線

上基点第一五〇九号から七〇〇メートルの点

点エ 基点第一五二五号から基点第一五二六号見通し延長線と、基点

第一五二八号から点ア見通し延長線との交差点

点オ 基点第一五二五号から基点第一五二六号見通し延長線と、点ウ

から点イ見通し延長線との交差点

- 二 地元地区 浅口市寄島町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一〇二号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

四月一日から十月三十一日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ二〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五三二号 浅口市寄島町中安倉東防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上基点第一

五〇七号から九〇〇メートルの点（浅口市寄島町一文字防波堤南

端から三五〇メートルの点）

点イ 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線

と、基点第一五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差

点

点ウ 点イから基点第一五〇一号見通し線上点イから二〇〇メートル

の点

点エ 点アから基点第一五三二号見通し線上点アから二〇〇メートル

の点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 浅口市寄島町

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一〇三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

あさり、あかがい、とりがい垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先
- 4 漁場の区域 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点イ及び基点第一五三三号
の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から一〇〇メートルの

地点に設置した標識

基点第一五三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部
基点第一五三五号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端
基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第一六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から点ア見通し線と、基点第一五三三号から基点第一五三五号見通し延長線との交差点

- 二 地元地区 浅口市寄島町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

はまぐり、もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先（高梁川下流）

4 漁場の区域 基点第一四〇二号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一四〇二号の各点

を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一三〇三号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地藏

基点第一三一〇号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した

標識

基点第一四一五号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識

基点第一四一七号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑

点ア 基点第一四〇二号から基点第一三〇三号見通し線上基点第一四

〇二号から七〇〇メートルの点

点イ 基点第一四一五号から点ア見通し線と、基点第一四一七号から

基点第一三一〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第一四一七号から基点第一三一〇号見通し線上基点第一四一

七号から七五メートルの点

二 地元地区 倉敷市玉島乙島、柏島及び勇崎

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

4 漁場の区域 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点ア及び基点第一五三〇号

の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域

点の位置

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から一〇〇メートルの

地点に設置した標識

基点第一五三〇号 基点第一五〇九号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最

大高潮時海岸線との交差点

点ア 基点第一五三〇号から香川県丸亀市手島西南端見通し線上基点

第一五三〇号から五〇メートルの点

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先

4 漁場の区域 基点第一五〇一号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一五二六号の各点

を順次結んだ四直線、基点第一五二五号、点エ、点オ及び点カの各点

を順次結んだ三直線と一文字防波堤及び最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第一五〇三号 浅口市寄島町一三〇〇三の三八番地（寄島町漁協事務所）

地先北東角護岸に設置した標識

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五一四号 浅口市寄島町早崎港西防波堤曲部南端

基点第一五二五号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識

基点第一五二六号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識

点ア 基点第一五〇一号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線

と、基点第一五〇八号から倉敷市玉島港八幡防波堤灯台見通し線

との交差点

点イ 基点第一五〇八号から倉敷市玉島港八幡防波堤灯台見通し線上

基点第一五〇八号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一五二六号から真方位八二度見通し線上基点第一五二六

号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一五〇三号から基点第一五二五号見通し線と、基点第一

五一四号から点才見通し線との交差点

点才 浅口市寄島町東安倉港沖防波堤突端

点カ 浅口市寄島町寄島増殖場護岸南端

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

4 漁場の区域 点イ、基点第一五〇九号及び基点第一五〇八号の各点を順次結んだ

二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇八号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五三〇号 基点第一五〇九号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最

大高潮時海岸線との交差点

点ア 基点第一五三〇号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第

一五三〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から点ア見通し延長線と、最大高潮時海岸線

との交差点

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

4 漁場の区域 (1)に掲げる区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一五二九号、基点第一五〇九号、点ア、点イ及び基点第一六〇一号の各

点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇九号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一五二九号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から一〇〇メートルの

地点に設置した標識

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第一五〇九号から香川県丸亀市豊島高ノ越鼻突端見通し線

上基点第一五〇九号から七〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市大島西端見通し線上基点第一六〇

一号から四五〇メートルの点

(2)

基点第一五三三号、基点第一五三三号、基点第一五三六号、基点第一五三五号
及び基点第一五三三三の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一五三三号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部

基点第一五三三三 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西基部

基点第一五三五号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端

基点第一五三六号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南西端

二 地元地区 浅口市寄島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一〇九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつ

て囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

点ア 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から六五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点

第一六〇一号から六五〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点

第一六〇一号から一、一〇〇メートルの点

点エ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から一、一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇七号、点ア、点イ及び基点第一六〇八号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇七号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三一の一番地先県道護岸（元階段の位

置）に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

点ア 基点第一六〇七号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一六〇

七号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇八号から笠岡市高島東端見通し線と、基点第一六

〇九号から点ア見通し線との交差点

二 地元地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい、あかがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第一六〇六号

の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域

点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇三号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一

六〇一号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇三号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第一六

〇三号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一六〇六号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一六〇六号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一六

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

○六号から四五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島天神及び古江地先

4 漁場の区域 基点第一七一〇号、点ア、点イ及び基点第一七一五号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一一六一九号 笠岡市西大島夏目船溜り防波堤突端に設置した標識

基点第一七一〇号 笠岡市神島天神社常夜灯から基点第一一六一九号見通し線と

最大高潮時海岸線との交差点

基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

点ア 基点第一七一〇号から基点第一一六一九号見通し線上基点第一七

一〇号から八〇メートルの点

点イ 基点第一七一五号から基点第一一六〇六号見通し線上基点第一七

一五号から五五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜及び富岡

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七三一号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識

点ア 基点第一七三一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三
一号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七
三〇号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七
三〇号から四〇〇メートルの点

点エ 基点第一七三一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七三
一号から五〇〇メートルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二五〇メートルの点
点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから二五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡及び白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一一四号
 - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業
のり養殖業
九月二十日から翌年三月三十一日まで
 - 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦藤の浦地先
 - 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ六直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第一七二一号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
- 基点第一七二三号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（二十二番札所）に設置した標識
- 点ア 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一七二〇号から二五〇メートルの点
- 点イ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一七二〇号から五〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第一七二一号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第一七二一号から五〇〇メートルの点
- 点エ 基点第一七二三号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第一七二三号から五〇〇メートルの点
- 点オ 基点第一七二三号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第一七二三号から二五〇メートルの点
- 点カ 基点第一七二一号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第一七二一号から二五〇メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
 - 2 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
 - 3 免許予定日 平成三十一年四月一日
 - 4 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
 - 5 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦大道地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七二五号 笠岡市神島外浦外浦大道（護岸堤西端）鼻に設置した標識

基点第一七二七号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識

基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第一七七二号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識

点ア 基点第一七二七号地先石積防波堤東端から基点第一七七二号見
通し線上基点第一七二七号地先石積防波堤東端から一七五メート
ルの点

点イ 点アから基点第一七七二号見通し線上点アから二五〇メートル
の点

点ウ 基点第一七二七号から基点第一七四八号見通し線上基点第一七
二七号から六五〇メートルの点

点エ 基点第一七二五号から点ア見通し線上基点第一七二五号から二
五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦江の浜地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ及び点エの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七五五号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

点ア 基点第一七五五号から笠岡市神島オソノミ山頂見通し線と、最

大高潮時海岸線との交差点

点イ 点アから基点第一七五五号見通し線上点アから一〇〇メートル
の点

点ウ 点アから基点第一七五五号見通し線上点アから三五〇メートル
の点

点エ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七
三〇号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七
三〇号から一〇〇メートルの点

点カ 点イから点オ見通し線上点イから一五〇メートルの点
点キ 点ウから点エ見通し線上点ウから一五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市稲積島北西地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七三〇号 笠岡市神島西側の神島・神島外浦界に設置した標識

基点第一七五五号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

点ア 基点第一七五五号から基点第一七三〇号見通し線上基点第一七七〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第一七七〇号から笠岡市鳥山高見通し延長線上基点第一七七〇号から一、六〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七七〇号から笠岡市鳥山高見通し延長線上基点第一七七〇号から一、八七五メートルの点

点エ 基点第一七五五号から基点第一七三〇号見通し線上基点第一七七〇号から三〇〇メートルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから二〇〇メートルの点
点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台

基点第一七六六号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

点ア 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七

六六号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七

六六号から四五〇メートルの点

点ウ 基点第一七六七号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

六七号から五〇〇メートルの点

点エ 点ウから笠岡市小高島東端見通し線上点ウから二五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島東南地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点カ、点オ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

基点第一七七八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

基点第一八〇五号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西二〇〇メートルの点に設置

した標識

点ア 基点第一七六七号から笠岡市縦島高見通し線上基点第一七六七号から四五〇メートルの点

点イ 基点第一七六七号から笠岡市縦島高見通し線上基点第一七六七号から七〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七六八号から基点第一八〇五号見通し線上基点第一七六八号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一七六八号から基点第一八〇五号見通し線上基点第一七六八号から一〇〇メートルの点

点オ 点エから点ア見通し線上点エから一〇〇メートルの点
点カ 点ウから点イ見通し線上点ウから一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点カ、点オ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七五三号 笠岡市明地島南西端（シロ石）に設置した標識

基点第一七五六号 笠岡市稲積島南端に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一七七八号 笠岡市高島南西百間ゾワイ燈標

基点第一八二九号 笠岡市白石島小山頂上に設置した標識

点ア 基点第一七七〇号から基点第一八二九号見通し線上基点第一七七〇号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七五三号から基点第一八二九号見通し線と、点アから広島県福山市鞆町仙酔島高見通し線との交差点

点ウ 点イから基点第一八二九号見通し線上点イから三〇〇メートルの点

点エ 基点第一七七八号から基点第一八二九号見通し線上基点第一七七八号から三五〇メートルの点

点オ 点アから広島県福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第一七五六号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点

点カ 点ウから点エ見通し線と、基点第一七五六号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一七四四号 笠岡市差出島南端に設置した標識

基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第一七四九号 笠岡市明地島北東端に設置した標識

点ア 笠岡市差出島赤石から基点第一七四八号見通し線上笠岡市差出

島赤石から五〇メートルの点

点イ 笠岡市差出島赤石から基点第一七四八号見通し線上笠岡市差出

島赤石から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七四四号から基点第一七四九号見通し線上基点第一七

四四号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一七四四号から基点第一七四九号見通し線上基点第一七

四四号から五〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき、あさり垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島高須及び王泊地先

4 漁場の区域 基点第一七七九号、点ア、点イ、基点第一七六六号及び基点第一七七三号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域を除く。

点の位置

基点第一七二四号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台

基点第一七三二号 笠岡市神島外浦中村西防波堤突端に設置した標識

基点第一七四四号 笠岡市差出島南端に設置した標識

基点第一七六六号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第一七七三号 笠岡市高島汐口鼻北端に設置した標識

基点第一七七九号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部に設置した標識

点ア 点イから基点第一七四四号見通し線と、基点第一七三二号から

基点第一七七九号見通し線との交差点

点イ 基点第一七六六号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七

六六号から二五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島東地先

4 漁場の区域 基点第一七一五号及び点アを結んだ直線、基点第一七二〇号及び点

イを結んだ直線並びに基点第一七一五号と基点第一七二〇号の間における最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

一五号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

二〇号から一〇〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島高須及び王泊地先

4 漁場の区域 基点第一七六六号及び点アを結んだ直線、基点第一七七九号及び点

イを結んだ直線並びに基点第一七六六号と基点第一七七九号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七六〇号 笠岡市ホヤ島北端に設置した標識

基点第一七六六号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第一七七九号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部

点ア 基点第一七六六号から基点第一七六〇号見通し線上基点第一七

六六号から五〇メートルの点

点イ 基点第一七七九号から防波堤上五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

あさり養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島窓石地先

4 漁場の区域 基点第一七五八号及び基点第一七六九号を結んだ直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七五八号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識

基点第一七六九号 笠岡市高島窓の鼻北端に設置した標識

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種区画漁業

もがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先

4 漁場の区域 基点第一七一五号、点ア、点イ、点ウ及び基点第一七二〇号の各点

を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七一五号 笠岡市神島東側の神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

基点第一七二〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七

一五号から五五〇メートルの点

点イ 基点第一七二〇号から倉敷市下水島北端見通し線と、点アから

笠岡市縦島島頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点

第一七二〇号から五五〇メートルの点

二 地元地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島水場仕切鼻北地先

4 漁場の区域 基点第一八〇三号、基点第一八〇四号、点ア、点イ及び基点第一八

〇六号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの区域を除く。

点の位置

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇五号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西二〇〇メートルの点に設置

した標識

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコヅワ突端に設置した標識

基点第一八三一号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第一八三二号 笠岡市コゴチ島南端に設置した標識

点ア 基点第一八〇五号から笠岡市高島東北端見通し線と、基点第一

八〇四号から基点第一八三二号見通し線との交差点

点イ 基点第一八〇六号から基点第一八三一号見通し線上基点第一八

〇六号から九〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島仕切鼻から鳥ノ口に至る地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、基点第一八〇八号、点カ、点キ及

点の位置

び点アの各点を順次結んだ八直線によって囲まれた区域

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八三五号 笠岡市白石島宮ノ鼻東端に設置した標識

基点第一八七三号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置し

た標識

点ア 基点第一八〇三号から香川県丸亀市手島高ノ越見通し線上基点

第一八〇三号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一八三五号から基点第一八七三号見通し線上基点第一八

三五号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八〇八号から笠岡市北木島八幡鼻突端見通し線上基点

第一八〇八号から二〇〇メートルの点

点エ 点オから笠岡市北木島鶴石見通し線上点オから一五〇メートル

の点

点オ 笠岡市白石島鳥ノ口三ゲン松から笠岡市北木島町鶴石見通し線

と、基点第一八〇八号から基点第一八一一号見通し線との交差点

点カ 基点第一八三五号から基点第一八七三号見通し線上基点第一八

三五号から一〇〇メートルの点

点キ 基点第一八〇三号から香川県丸亀市手島高ノ越見通し線上基点

第一八〇三号から一〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島西之浦地先

4 漁場の区域 基点第一八一九号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点カ及び基点第一八

三七号の各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第一七五六号 笠岡市稲積島南端に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一八一九号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三六号 笠岡市白石島亀石に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八一九号から基点第一八二七号見通し延長線と、基点

第一八三六号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

点イ 笠岡市白石島応神山山頂から広島県福山市鞆町仙酔島高見通し

線と、基点第一八三六号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

点ウ 点イから広島県福山市鞆町仙酔島高見通し線上点イから三五〇

メートルの点

点エ 点ウから基点第一七五五号見通し線と、点カから点オ見通し延

長線との交差点

点オ 基点第一八二七号から基点第一七五六号見通し線上基点第一八

二七号から五〇〇メートルの点

点カ 基点第一八三七号から基点第一七七〇号見通し線上基点第一八

三七号から五〇〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市白石島

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日
- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三〇号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業
のり養殖業

九月二十日から翌年三月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市カナリ島北部地先

- 4 漁場の区域 点イ、点オ、点エ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ四直線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一八一〇号 笠岡市白石島ヒラタ鼻に設置した標識

基点第一八一四号 笠岡市カナリ島南端に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

点ア 基点第一八一四号から基点第一八一〇号見通し線と、基点第一八二二号から笠岡市神島御崎南端見通し線との交差点

点イ 点アから基点第一八一〇号見通し線上点アから二〇〇メートルの点

点ウ 点カから笠岡市弁天島北西端見通し線上点カから二〇〇メートルの点

点エ 笠岡市弁天島北端から真方位二五一度三〇分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

点オ 基点第一八一〇号から基点第一八一四号見通し延長線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

点カ 笠岡市弁天島北端から真方位二五一度三〇分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から基点第一八二二号見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北東地先

4 漁場の区域 基点第一八〇一号及び点アを結んだ直線、笠岡市白石島屏風岩及び

点イを結んだ直線並びに基点第一八〇一号と笠岡市白石島屏風岩の間
における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識

基点第一八〇一号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識

基点第一八二〇号 笠岡市沖ノ白石燈台

点ア 基点第一八〇一号から基点第一八二〇号見通し線上基点第一八

〇一号から三〇メートルの点

点イ 笠岡市白石島屏風岩から基点第一七六七号見通し線上笠岡市白

石島屏風岩から三〇メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ、こんぶ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第一八三八号、点ア、点イ及び基点第一八一九号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一九号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

基点第一八三四号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第一八三八号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

点ア 基点第一八三八号から基点第一八二八号見通し線と、基点第一

八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

点イ 基点第一八一九号から基点第一八二七号見通し線と、基点第一

八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島ノ口地先

4 漁場の区域 基点第一八〇八号及び笠岡市白石島三ゲンボ鼻を結んだ直線と最大

高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第一八一七号、基点第一八三八号、点ア及び基点第一八三四号

の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区

域

点の位置

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

基点第一八三四号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第一八三八号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

点ア 基点第一八三八号から基点第一八二八号見通し線と、基点第一

八三四号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

二 地元地区 笠岡市白石島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三五号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市北木島町豊浦地先

- 4 漁場の区域 基点第一八七七号、点ア、点イ及び基点第一八七八号の各点を順次

結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基第一八七七号 笠岡市北木島八幡鼻突端に設置した標識

基点第一八七八号 笠岡市北木島町木崎鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八七七号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第

一八七七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第一八七八号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線上基点第

一八七八号から一〇〇メートルの点

- 二 地元地区 笠岡市北木島町

- 三 免許予定日 平成三十一年四月一日

- 四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡区第一三六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ及び基点第一八六三号の各点を順次結んだ二直線と最大

高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八六三号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七九号 笠岡市北木島布越南東端に設置した標識

点ア 笠岡市北木島トンギリ山（一八〇）から笠岡市茂床島島頂見通

し線と、笠岡市北木島最大高潮時海岸線との交差点

点イ 笠岡市北木島トンギリ山（一八〇）から笠岡市茂床島島頂見通

し線と、基点第一八六三号から基点第一八七九号見通し線との交

差点

二 地元地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

かき垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先

4 漁場の区域 基点第一八六二号、点ア及び基点第一八七九号の各点を順次結んだ

二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八六二号 笠岡市北木島町中山防波堤突端に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七九号 笠岡市北木島町布越南東端に設置した標識

点ア 笠岡市大島高頂（五八）から基点第一八六二号見通し線と、基

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

点第一八六三号から基点第一八七九号見通し線との交差点

二 地元地区 笠岡市北木島町

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年六月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島大島西地先

4 漁場の区域 基点第一九三七号、点ア、基点第一九五〇号及び基点第一九五一号

の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九三七号 笠岡市大島三郎五郎鼻に設置した標識

基点第一九五〇号 笠岡市小島北端に設置した標識

基点第一九五一号 笠岡市大島南端に設置した標識

点ア 基点第一九三七号から基点第一九一七号見通し線と、基点第一

九五〇号から笠岡市北木島町八幡山（一四二）山頂見通し線との

交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

二 地元地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一三九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島北地先

4 漁場の区域 基点第一九三〇号、点ア、点イ及び基点第一九四七号の各点を順次

結んだ三直線と笠岡市六島湛江漁港西防波堤及び最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域。ただし、基点第一九三〇号と基点第一九四一
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの区域を除
く。

点の位置

基点第一七八四号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

基点第一九四一号 笠岡市六島湛江漁港西防波堤基部に設置した標識

基点第一九四七号 笠岡市六島湛江漁港西防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島北東端見通し線上基点第一

九三〇号から五〇メートルの点

点イ 基点第一九四七号から基点第一七八四号見通し線と、基点第一

九二五号から点ア見通し線との交差点

二 地元地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡区第一四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

ふぐ小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島東地先

4 漁場の区域 基点第一九二六号、点ア、点イ及び笠岡市六島前浦港北防波堤曲が

り角の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ

た区域

点の位置

基点第一九二六号 笠岡市六島大鳥鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一九二六号から香川県三豊市詫間町栗島西端見通し線上

基点第一九二六号から五〇メートルの点

点イ 笠岡市六島前浦港北防波堤曲がり角から香川県三豊市詫間町箱

崎灯台見通し線上笠岡市六島前浦港北防波堤曲がり角から一五〇

メートルの点

二 地元地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定日 平成三十一年四月一日

四 存続期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から百二十日間

〔二八九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル・つるみ

三 代表者の氏名

信宮 勝正

四 主たる事務所の所在地

備前市鶴海一五七七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、この地域を大家族と位置づけ、ここに暮らすひとりひとりがつながり、お互いが支え合い助けながら安心して住める、住みよい・明るい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

〔二九〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成三十九年度晴れやかネット拡張機能整備事業

二 契約期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

九七、四八六、五七四円（うち消費税額及び地方消費税の額七、二二一、二二八円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

〔二九一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成三十年度地域医療ネットワーク双方向情報共有システム構築事業

二 契約期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会

岡山市北区駅元町一九番二号

六 契約金額

三六、九五五、〇二九円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七三七、四一〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字五ノ割三四七―二、三四七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市浜町二丁目一〇〇ファヴィリータ二〇一号

佐藤祥友紀

三 許可番号

岡山県指令建指第三六六号

〔二九三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年六月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察本部庁舎整備における総合指揮室システム委託業務 一式

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び総合指揮室システム委託業務仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成33年3月26日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第34号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 平成24年度以降において、国、県又は市町村を相手方とする警察通信指令システム、消防指令システム、総合指揮室システム又は防災情報システムの構築に関する契約を締結し、当該契約を履行している者であること。

第 1 1 9 9 7 号 岡山県公報 平成 3 0 年 6 月 8 日

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づくと入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226－7264（直通）

(2) 申請書の提出期限

平成30年7月19日（木） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年6月8日（金）から同年7月19日（木）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、（1）の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ260グラムであるので、注意すること。

（3）入札書の受領期限

平成30年7月25日（水） 午後4時

（4）開札の日時及び場所

平成30年7月26日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年7月19日（木）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ場合には、それに応じなければならない。

（5）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Development of integrated police command System equipment for the construction of the Okayama Police headquarters office 1 set

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through March 26, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M 25 July, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年六月八日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六百八十円」を「六百八十五円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十年六月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山県選管告示第二十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,561,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	逢沢一郎	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	平成29年9月22日から第1回分
出納責任者氏名	三谷正史			平成29年11月1日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	1,220,478
		円	家 屋 費	2,232,034
自由民主党岡山県第一選挙区支部		5,025,920	選挙事務所費	1,298,002
逢沢 郁子	会社役員	1,500,000	集 合 会 場 費	934,032
井橋 順嗣	会社役員	1,000,000	通 信 費	1,710,372
矢部 賢	会 社 員	300,000	交 通 費	—
			印 刷 費	2,678,210
			広 告 費	1,369,735
			文 具 費	7,823
			食 糧 費	167,200
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		2,182,082	雑 費	83,430
今 回 計		10,008,002	今 回 計	9,469,282
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		10,008,002	総 計	9,469,282

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,155,360円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円

	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,472,545円

報告書受理年月日	平成29年11月3日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,561,600円

3 報告書の要旨

候補者名	逢沢一郎	候補者届出 政党又は所属党派	自由民主党	平成29年 9月29日から 期間 第2回分 平成29年 11月28日まで
出納責任者氏名	三谷正史			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	170,000
		円	家 屋 費	371,520
			選挙事務所費	371,520
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	451,814
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	215,129
			食 糧 費	—
その他の寄附	—		休 泊 費	—
その他の収入	—		雑 費	117,466
今 回 計	—		今 回 計	1,325,929
前 回 計		10,008,002	前 回 計	9,469,282
総 計		10,008,002	総 計	10,795,211

報告書受理年月日	平成29年12月5日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,561,600円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名	逢沢一郎	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 10月10日から 第3回分 期間
出納責任 者氏名	三谷正史			平成29年 10月31日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	105,200
		円	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	—	雑 費	—
今 回 計	—	—	今 回 計	105,200
前 回 計		10,008,002	前 回 計	10,795,211
総 計		10,008,002	総 計	10,900,411

報告書受理年月日	平成29年12月15日 第3回報告分
----------	--------------------

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 24,561,600円

3 報告書の要旨

候補者名	高井崇志	候補者届出 政党又は所属党派	立憲民主党	平成29年 9月26日から 第1回分
出納責任者氏名	井上信也			平成29年 10月31日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
（氏名・団体名）	（職 業）	（寄附額）	人 件 費	475,000
		円	家 屋 費	1,309,392
民進党		15,000,000	選挙事務所費	1,152,268
全日本分権自治フォーラム		100,000	集 合 会 場 費	157,124
中川 和久	会社役員	50,000	通 信 費	79,046
			交 通 費	342,666
			印 刷 費	2,274,134
			広 告 費	2,017,403
			文 具 費	142,081
			食 糧 費	128,068
その他の寄附	8 件	95,000	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	138,095
今 回 計		15,245,000	今 回 計	6,905,885
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		15,245,000	総 計	6,905,885

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	475,300円
	ポスターの作成	1,154,032円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,656円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	39,725円
	計	2,311,305円

報告書受理年月日	平成29年11月5日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,561,600円

3 報告書の要旨

候補者名	高井崇志	候補者届出 政党又は所 属党派	立憲民主党	平成29年 10月1日から 期間 第2回分 平成29年 11月20日まで
出納責任 者氏名	井上信也			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	278,173
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附	—		休 泊 費	—
その他の収入	—		雑 費	143,702
今 回 計	—		今 回 計	421,875
前 回 計		15,245,000	前 回 計	6,905,885
総 計		15,245,000	総 計	7,327,760

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

報告書受理年月日	平成29年11月22日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,561,600円
- 3 報告書の要旨

候補者名	蜂谷弘美	候補者届出 政党又は所 属党派	希望の党	平成29年 10月9日から 第1回分 期間
出納責任 者氏名	近常俊彦			平成29年 11月4日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	300,000
		円	家 屋 費	169,120
はちやひろみ後援会		100,000	選挙事務所費	143,200
			集 合 会 場 費	25,920
			通 信 費	4,051
			交 通 費	107,149
			印 刷 費	1,631,360
			広 告 費	1,053,110
			文 具 費	40,405
			食 糧 費	80,720
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		1,281,845	雑 費	—
今 回 計		1,381,845	今 回 計	3,385,915
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		1,381,845	総 計	3,385,915

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	— 円

支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,155,360円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	－円
	計	2,004,070円
報告書受理年月日 平成29年11月6日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名	垣内京美	候補者届出 政党又は所 属党派	日本共産党	平成29年 10月5日から 第1回分 期間 平成29年 10月25日まで
出納責任 者氏名	西崎洋一			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	－
		円	家 屋 費	100,000
日本共産党岡山県委員会		488,668	選挙事務所費	100,000
日本共産党岡山地区委員会		305,600	集 合 会 場 費	－
			通 信 費	10,800
			交 通 費	－
			印 刷 費	488,668
			広 告 費	85,600
			文 具 費	－
			食 糧 費	40,551
その他の寄附		－	休 泊 費	－
その他の収入		－	雑 費	－
今 回 計		794,268	今 回 計	725,619

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	794,268	総 計	725,619

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	— 円
	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	— 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	— 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	— 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成29年11月4日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名 侯氏	田 部 雄 治	候補者届出 政党又は所 属党派	幸福実現党	平成29年 9月25日から 第1回分 期間 平成29年 10月30日まで
出納責任 者氏名	田 部 亜 美			

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	
		円	家 屋 費	95,000	
幸福実現党岡山東後援会		5,030,000	選挙事務所費	95,000	
			集 合 会 場 費	—	
			通 信 費	157,680	
			交 通 費	35,147	
			印 刷 費	876,065	
			広 告 費	50,975	
			文 具 費	—	

その他の寄附	—	食糧費	—
その他の収入	—	宿泊費	—
今回計	5,030,000	雑費	21,156
前回計	—	今回計	1,236,023
総計	5,030,000	前回計	—
		総計	1,236,023

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	— 円
	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	— 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	— 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	— 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成29年11月2日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名	津村啓介	候補者届出政党又は所属党派	希望の党	平成29年10月2日から第1回分
出納責任者氏名	秋山健次			平成29年10月30日まで

収入			支出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	290,000
		円	家屋費	100,335
民進党		20,000,000	選挙事務所費	100,335
民進党岡山県第2区総支部		100,335	集会会場費	—
			通信費	1,427

		交 通 費	16,000
		印 刷 費	3,449,344
		広 告 費	1,152,912
		文 具 費	89,387
		食 糧 費	448,511
その他の寄附	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	雑 費	—
今 回 計	20,100,335	今 回 計	5,547,916
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	20,100,335	総 計	5,547,916

	項 目	金 額
支出のうち公費 負 担 相 当 額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,146,660円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,700円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	2,257,460円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年11月3日 第1回報告分
-----------------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 名	津 村 啓 介	候補者届出 政党又は所 属党派	希 望 の 党	平成29年 10月4日から 第2回分
出納責任 者 氏 名	秋 山 健 次			平成29年 12月26日まで

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	

	円	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	49,000
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	—	雑費	57,550
今回計	—	今回計	106,550
前回計	20,100,335	前回計	5,547,916
総計	20,100,335	総計	5,654,466

報告書受理年月日	平成30年4月25日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名	山下貴司	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 9月21日から 第1回分
出納責任 者氏名	山下一盛			平成29年 10月27日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	385,000
		円	家屋費	2,771,180
自由民主党岡山県第二選挙区支部		15,000,000	選挙事務所費	682,600

全国社会保険労務士政治連盟	200,000	集 合 会 場 費	2,088,580
岡山県農政連盟	200,000	通 信 費	1,655,870
日本弁護士政治連盟	100,000	交 通 費	42,868
岡山県宅建政治連盟	200,000	印 刷 費	4,838,734
日本不動産鑑定士政治連盟	300,000	広 告 費	1,500,456
岡山県酪農政治連盟	50,000	文 具 費	63,160
岡山県トラック政治連盟	200,000	食 糧 費	164,132
岡山県社会福祉政治連盟	50,000	休 泊 費	—
環境保全政治連盟	200,000	雑 費	193,143
平松 掟 弁 護 士	100,000		
平田 啓子 会社社長	500,000		
その他の寄附	—		
その他の収入	2,500,000		
今 回 計	19,600,000	今 回 計	11,614,543
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	19,600,000	総 計	11,614,543

支出のうち公費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	475,900円
	ポスターの作成	1,155,886円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,472,971円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年11月2日 第1回報告分
-----------------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第2区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,501,200円
- 3 報告書の要旨

候 補 者	山 下 貴 司	候補者届出 政党又は所	自由民主党	平成29年
-------	---------	----------------	-------	-------

氏 名		属党派		9月23日から 期間 第2回分
出納責任 者氏名	山 下 一 盛			平成29年 11月24日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	2,223,531
			選挙事務所費	2,223,531
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	395,784
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	84,549
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	26,568
今 回 計		—	今 回 計	2,730,432
前 回 計		19,600,000	前 回 計	11,614,543
総 計		19,600,000	総 計	14,344,975

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年12月11日 第2回報告分
-----------------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
- (法定選挙運動費用額) 23,336,900円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 名	阿 部 俊 子	候補者届出 政党又は所 属党派	無 所 属	平成29年 9月21日から 期間 第1回分
出納責任 者氏名	牧 昌 美			平成29年 11月1日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	3,727,400
		円	家 屋 費	2,466,314
自由民主党岡山県第三選挙区支部		15,000,000	選挙事務所費	1,134,742
あべ俊子後援会		3,000,000	集 合 会 場 費	1,331,572
			通 信 費	2,463,408
			交 通 費	256,280
			印 刷 費	5,642,769
			広 告 費	2,343,906
			文 具 費	1,285,810
			食 糧 費	383,106
その他の寄附		—	休 泊 費	402,376
その他の収入		—	雑 費	444,795
今 回 計		18,000,000	今 回 計	19,416,164
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		18,000,000	総 計	19,416,164

支出のうち公費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,175,659円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	154,440円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	194,400円
	計	2,478,317円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年11月2日 第1回報告分
-----------------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,336,900円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名	阿部俊子	候補者届出 政党又は所 属党派	無所属	平成29年 10月2日から 第2回分 期間 平成29年 11月20日まで
出納責任 者氏名	牧 昌 美			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	249,871
			交 通 費	—
			印 刷 費	41,643
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	—
今 回 計		—	今 回 計	291,514
前 回 計		18,000,000	前 回 計	19,416,164
総 計		18,000,000	総 計	19,707,678

報告書受理年月日	平成29年11月27日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
- (法定選挙運動費用額) 23,336,900円

3 報告書の要旨

候補者		候補者届出		平成29年
-----	--	-------	--	-------

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

氏名	内山 晃	政党又は所属党派	希望の党	10月9日から 期間 第1回分 平成29年 10月21日まで
出納責任者氏名	小野寺 秀 夫			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	500,000
登山 勲	接 骨 師	100,000	選挙事務所費	500,000
森 眞一郎	会 社 員	100,000	集 合 会 場 費	—
鈴木 由城	会 社 員	40,000	通 信 費	—
			交 通 費	145,260
			印 刷 費	1,318,500
			広 告 費	19,640
			文 具 費	—
			食 糧 費	77,320
その他の寄附	8 件	80,000	休 泊 費	—
その他の収入		650,000	雑 費	2,815
今 回 計		970,000	今 回 計	2,063,535
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		970,000	総 計	2,063,535

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	1,056,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	— 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	— 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	1,318,500円

報告書受理年月日	平成29年11月2日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,336,900円

3 報告書の要旨

候補者名	内 山 晃	候補者届出 政党又は所 属党派	希望の党	平成29年 10月9日から 第2回分 期間 平成29年 11月30日まで
出納責任 者氏名	小野寺 秀 夫			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	1,110,774
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		1,110,774	雑 費	—
今 回 計		1,110,774	今 回 計	1,110,774
前 回 計		970,000	前 回 計	2,063,535
総 計		2,080,774	総 計	3,174,309

報告書受理年月日	平成29年12月4日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,336,900円

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

3 報告書の要旨

候補者名 氏 名	尾 崎 宏 子	候補者届出 政党又は所 属党派	日本共産党	平成29年 10月4日から 第1回分 期間
出納責任 者 氏 名	尾 崎 宏 子			平成29年 10月21日まで

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	
		円	家 屋 費	120,000	
日本共産党美作東備地区委員会		1,264,550	選挙事務所費	120,000	
			集 合 会 場 費	—	
			通 信 費	—	
			交 通 費	—	
			印 刷 費	822,868	
			広 告 費	151,200	
			文 具 費	—	
			食 糧 費	148,990	
その他の寄附	1 件	4,968	休 泊 費	26,460	
その他の収入		—	雑 費	—	
今 回 計		1,269,518	今 回 計	1,269,518	
前 回 計		—	前 回 計	—	
総 計		1,269,518	総 計	1,269,518	

支出のうち公費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	157,500円
	ビラの作成	300,400円
	ポスターの作成	360,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	32,400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	43,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	25,600円
	計	919,100円

報告書受理年月日	平成29年10月30日 第1回報告分
----------	--------------------

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,336,900円
- 3 報告書の要旨

候補者名	平 沼 正二郎	候補者届出 政党又は所 属党派	無 所 属	平成29年 9月30日から 第1回分
出納責任 者氏名	福 井 慎 二			平成29年 11月1日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	2,452,000
		円	家 屋 費	679,362
自由民主党静岡県第七選挙区支部		100,000	選挙事務所費	649,012
自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部		300,000	集 合 会 場 費	30,350
岡山県農政連盟		200,000	通 信 費	—
岡山県宅建政治連盟		100,000	交 通 費	—
平沼会		9,360,000	印 刷 費	1,832,100
岡山県石油政治連盟		50,000	広 告 費	947,494
環整連政治連盟岡山県支部		100,000	文 具 費	33,294
岡山県医師連盟		200,000	食 糧 費	198,003
日本商工連盟		50,000	休 泊 費	543,914
山田宏事務所		100,000	雑 費	617,214
日本歯科医師連盟		200,000		
岡 國太郎	市議会議員	30,000		
羽根川康德	会 社 員	50,000		
前田 学	会 社 員	105,000		
築 俊宏	会 社 員	150,000		
寺岡 俊道	会 社 員	30,000		

山下 公児	会 社 員	60,000		
青井 行政	会 社 員	90,000		
加藤 生	会 社 員	75,000		
青野 博之	会 社 員	180,000		
首藤 孝一	会 社 員	60,000		
井上 知佳	会 社 員	30,000		
安東 典子	主 婦	100,000		
竹内 登美	パ ー ト	60,000		
友保美智子	パ ー ト	80,000		
柏原 和永	無 職	100,000		
その他の寄附	7 件	115,000		
その他の収入		—		
今 回 計		12,075,000	今 回 計	7,303,381
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		12,075,000	総 計	7,303,381

支出のうち公費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	438,900円
	ポスターの作成	847,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	97,200円
	計	2,025,860円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年11月 5 日 第 1 回報告分
-----------------	-----------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第3区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,336,900円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 名	平 沼 正二郎	候補者届出 政党又は所 属党派	無 所 属	平成29年 10月10日から 第 2 回分
				期間

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

出納責任者氏名	福井 慎二	平成29年 11月20日まで
---------	-------	-------------------

収 入			支 出		
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		—
		円	家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通 信 費	252,539	
			交 通 費	—	
			印 刷 費	—	
			広 告 費	—	
			文 具 費	—	
			食 糧 費	—	
その他の寄附		—	休 泊 費	—	
その他の収入		—	雑 費	—	
今 回 計		—	今 回 計	252,539	
前 回 計		12,075,000	前 回 計	7,303,381	
総 計		12,075,000	総 計	7,555,920	

報告書受理年月日	平成29年11月21日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,814,300円
- 3 報告書の要旨

候補者名 候氏	橋本 岳	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 9月19日から 第1回分 平成29年 10月27日まで
出納責任 者氏名	中 塚 周 一			

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	1,347,760	
		円	家 屋 費	327,176	
自由民主党岡山県第四選挙区支部		5,125,496	選挙事務所費	125,496	
			集 合 会 場 費	201,680	
			通 信 費	—	
			交 通 費	74,920	
			印 刷 費	1,966,250	
			広 告 費	1,668,632	
			文 具 費	11,774	
			食 糧 費	322,204	
その他の寄附		—	休 泊 費	—	
その他の収入		—	雑 費	96,766	
今 回 計		5,125,496	今 回 計	5,815,482	
前 回 計		—	前 回 計	—	
総 計		5,125,496	総 計	5,815,482	

支出のうち公費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	794,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,111,385円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年10月31日 第1回報告分
-----------------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,814,300円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名	橋本 岳	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 10月10日から 第2回分 期間
出納責任 者氏名	中塚 周一			平成29年 11月28日まで

収 入			支 出		
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		—
		円	家 屋 費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通 信 費	89,757	
			交 通 費	—	
			印 刷 費	—	
			広 告 費	—	
			文 具 費	—	
			食 糧 費	—	
その他の寄附	—		休 泊 費	—	
その他の収入	—		雑 費	42,599	
今 回 計	—		今 回 計	132,356	
前 回 計		5,125,496	前 回 計	5,815,482	
総 計		5,125,496	総 計	5,947,838	

報告書受理年月日	平成29年11月30日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,814,300円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名	平林 明成	候補者届出 政党又は所 属党派	日本共産党	平成29年 10月5日から 第1回分 期間
------------	-------	-----------------------	-------	--------------------------------

出納責任者氏名	眞鍋和崇	平成29年 10月21日まで
---------	------	-------------------

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	
		円	家 屋 費	245,000	
日本共産党倉敷地区委員会		736,281	選挙事務所費	245,000	
日本共産党岡山県委員会		526,268	集 合 会 場 費	—	
			通 信 費	80,000	
			交 通 費	520	
			印 刷 費	526,268	
			広 告 費	205,800	
			文 具 費	3,673	
			食 糧 費	190,626	
その他の寄附		—	休 泊 費	—	
その他の収入		—	雑 費	10,662	
今 回 計		1,262,549	今 回 計	1,262,549	
前 回 計		—	前 回 計	—	
総 計		1,262,549	総 計	1,262,549	

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	— 円
	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	— 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	— 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	— 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	— 円

報告書受理年月日	平成29年11月6日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

(法定選挙運動費用額) 24,814,300円

3 報告書の要旨

候補者名	柚木道義	候補者届出 政党又は所 属党派	希望の党	平成29年 9月26日から 第1回分 期間
出納責任 者氏名	高見武男			平成29年 11月6日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	1,021,000
		円	家 屋 費	2,484,163
民進党		20,000,000	選挙事務所費	2,215,613
民進党岡山県第4区総支部		2,000,000	集 合 会 場 費	268,550
電力総連政治活動委員会		30,000	通 信 費	928,264
日本弁護士政治連盟		50,000	交 通 費	1,067,314
			印 刷 費	2,737,734
			広 告 費	3,441,362
			文 具 費	1,205,378
			食 糧 費	225,169
その他の寄附		—	休 泊 費	56,900
その他の収入		20,000	雑 費	359,756
今 回 計		22,100,000	今 回 計	13,527,040
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		22,100,000	総 計	13,527,040

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,119,100円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	120,000円
	計	2,342,918円

報告書受理年月日	平成29年11月6日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,814,300円

3 報告書の要旨

候補者名	柚木道義	候補者届出 政党又は所 属党派	希望の党	平成29年 9月28日から 第2回分
出納責任 者氏名	高見武男			平成29年 11月10日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	—
好循環を追求する会		50,000	選挙事務所費	—
			集会会場費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	28,310
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	231,691
今 回 計		50,000	今 回 計	260,001
前 回 計		22,100,000	前 回 計	13,527,040
総 計		22,150,000	総 計	13,787,041

報告書受理年月日	平成29年11月10日 第2回報告分
----------	--------------------

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 24,814,300円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏	柚木道義	候補者届出 政党又は所 属党派	希望の党	平成29年 9月28日から 第3回分 期間 平成29年 11月30日まで
出納責任 者氏名	高見武男			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	162,000
			選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	162,000
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	274,320
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	—	雑 費	358,892
今 回 計	—	—	今 回 計	795,212
前 回 計		22,150,000	前 回 計	13,787,041
総 計		22,150,000	総 計	14,582,253

報告書受理年月日	平成29年12月5日 第3回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第5区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

(法定選挙運動費用額) 23,222,900円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名	加藤勝信	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 9月29日から 第1回分 期間 平成29年 10月30日まで
出納責任 者氏名	中平大開			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	2,040,000
		円	家 屋 費	500,000
自由民主党		15,000,000	選挙事務所費	500,000
妹尾 一人	会 社 員	180,000	集 合 会 場 費	—
高田 郁則	会 社 員	180,000	通 信 費	—
森脇 健	会 社 員	180,000	交 通 費	68,572
長谷川 敬	会 社 員	180,000	印 刷 費	—
山崎 光雄	会 社 員	180,000	広 告 費	—
奥川 浩昌	会 社 員	105,000	文 具 費	10,304
守安 博志	会 社 員	105,000	食 糧 費	—
三宅 秀和	会 社 員	105,000	休 泊 費	—
松王隆一郎	会 社 員	105,000	雑 費	—
中島 知哉	会 社 員	105,000		
鳥越 宜伸	会 社 員	105,000		
その他の寄附		—		
その他の収入		—		
今 回 計		16,530,000	今 回 計	2,618,876
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		16,530,000	総 計	2,618,876

報告書受理年月日	平成29年11月6日 第1回報告分
----------	-------------------

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第5区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,222,900円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏	加藤勝信	候補者届出 政党又は所 属党派	自由民主党	平成29年 9月24日から 第2回分 期間 平成29年 11月1日まで
出納責任 者氏名	中平大開			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	46,440
			選挙事務所費	46,440
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	138,746
			交 通 費	554,798
			印 刷 費	1,939,816
			広 告 費	1,314,202
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	—	雑 費	—
今 回 計	—	—	今 回 計	3,994,002
前 回 計		16,530,000	前 回 計	2,618,876
総 計		16,530,000	総 計	6,612,878

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	266,000円
	ビラの作成	469,000円
	ポスターの作成	768,117円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	108,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	195,000円

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

	計	2,010,117円
報告書受理年月日	平成29年11月13日 第2回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第5区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,222,900円

3 報告書の要旨

候補者名	樽井良和	候補者届出 政党又は所属党派	希望の党	平成29年 10月4日から 第1回分 期間
出納責任者氏名	伊東理奈			平成29年 10月24日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	2,490,247
		円	家 屋 費	300,000
民進党岡山県第5区総支部		300,000	選挙事務所費	300,000
谷口 敏也	市議会議員	30,000	集 合 会 場 費	—
			通 信 費	2,482
			交 通 費	688,232
			印 刷 費	2,069,920
			広 告 費	1,111,225
			文 具 費	129,801
			食 糧 費	88,112
その他の寄附	1 件	10,000	休 泊 費	387,456
その他の収入		5,859,223	雑 費	1,238,630
今 回 計		6,199,223	今 回 計	8,506,105
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		6,199,223	総 計	8,506,105

	項 目	金 額
--	-----	-----

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,211,070円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	2,528,255円
報告書受理年月日 平成29年10月27日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第5区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 23,222,900円

3 報告書の要旨

候補者名 侯氏	美見芳明	候補者届出 政党又は所 属党派	日本共産党	平成29年 10月4日から 第1回分 期間 平成29年 10月27日まで
出納責任 者氏名	中村壮夫			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	240,000
		円	家 屋 費	200,000
日本共産党西部地区委員会		401,058	選挙事務所費	200,000
日本共産党岡山県委員会		612,668	集 合 会 場 費	—
水本 京子	無 職	120,000	通 信 費	—
中村 壮夫	団体職員	120,000	交 通 費	—
			印 刷 費	612,668
			広 告 費	84,200
			文 具 費	—
			食 糧 費	44,915
その他の寄附		—	休 泊 費	63,425
その他の収入		—	雑 費	6,518

平成30年6月8日 岡山県公報 第11997号

今回計	1,253,726	今回計	1,251,726
前回計	—	前回計	—
総計	1,253,726	総計	1,251,726

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	— 円
	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	— 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	— 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	— 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	— 円
	計	— 円
報告書受理年月日 平成29年10月30日 第1回報告分		